

令和2年 第4回沼田町議会定例会 会議録

令和2年12月17日(木)

午前10時00分 開会

1. 出席議員

議長	9番 小峯 聰	議員	1番 鵜野 範之	議員
	2番 畑地 誉	議員	3番 久保 元宏	議員
	4番 高田 勲	議員	5番 篠原 晓	議員
	6番 伊藤 淳	議員	7番 長野 時敏	議員
	8番 上野 敏夫	議員	10番 大沼 恒雄	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	横山 茂君	教育長	吉田 憲司君
監査委員	金子 幸保君	農業委員会長	辻 則行君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅原 秀史君	総務財政課長	村中 博隆君
産業創出課長	赤井 圭二君	農業推進課長	前田 昌清君
住民生活課長	嶋田 英樹君	建設課長	瀧本 周三君
保健福祉課長	黒田 美和君	和風園園長	安念 昌典君
旭寿園園長	荒川 幸太君	会計管理者	小玉 好紀君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 三浦 剛君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 浅野 信行君 書記 中山 裕樹君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	決算特別委員会決算審査報告（認定第1号）
	決算特別委員会決算審査報告（認定第2号）
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
議案第73号	指定管理者の指定について（沼田町農産加工場）
議案第74号	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例について
議案第75号	町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第76号	沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第77号	沼田町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
議案第78号	令和2年度沼田町一般会計補正予算について
議案第79号	令和2年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第80号	令和2年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第81号	令和2年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について
議案第82号	令和2年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第83号	令和2年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第84号	令和2年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第85号	令和2年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第86号	令和2年度沼田町水道事業会計補正予算について

(開会宣言)

○議長(小峯聰議長) 只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って招集されました令和2年第4回沼田町議会定例会を開会します。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長(小峯聰議長) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、畠地議員、3番、久保議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長(小峯聰議長) 日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、委員長から報告をお願いします。久保委員長。

(議会運営委員会報告 久保委員長登壇)

○委員長(久保元宏議員) おはようございます。令和2年第4回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を申しあげます。去る12月10日午後1時30分より議会運営委員と議長出席のもとに、議会運営委員会を開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの質問事項を受けたところであります。これによりますと、今定例会に提出された案件は、諸般報告1件、決算審査報告2件、行政報告1件、一般質問、町長に対して7人9件、教育長に対して1人1件、一般議案につきましては指定管理者の指定1件、条例の改正4件、令和2年度補正予算9件でありました。以上、付議事件全般について審議いたしました結果、今定例会の会期は、本日17日から明日18日までの2日間とすることで意見の一致をみております。以上申し上げまして、議会運営委員会の報告と致します。

○議長(小峯聰議長) 委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から18日までの2日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聰議長) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から18日までの2日間に決しました。

(諸般報告)

○議長（小峯聰議長）日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出致しましたのでご覧願います。

(決算特別委員会決算審査報告（認定第1号）)

○議長（小峯聰議長）日程第4、決算特別委員会決算審査報告。認定第1号を議題といたします。委員長の報告を求めます。鵜野委員長。

（鵜野範之委員長登壇）

○委員長（鵜野範之委員長）委員会の決算審査報告。令和2年第3回沼田町議会定例会において付託された案件について審査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告する。

（以下、決算審査報告書を朗読）

○議長（小峯聰議長）委員長の報告が終わりました。本決算に対する委員長の報告は意見を付し、認定とするものです。お諮りいたします。本決算は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認めます。よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

(決算特別委員会 決算審査報告（認定第2号）)

○議長（小峯聰議長）日程第5、決算特別委員会、決算審査報告、認定第2号を議題と致します。委員長の報告を求めます。鵜野委員長。

（鵜野範之委員長 登壇）

○委員長（鵜野範之委員長）委員会の決算審査報告。令和2年第3回沼田町議会定例会において付託された案件について審査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告する。

（以下、決算審査報告書を朗読）

○議長（小峯聰議長）委員長の報告が終わりました。本決算に対する委員長の報告は意見を付し、認定するものです。お諮りいたします。本決算は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認めます。よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

(町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告)

○議長（小峯聰議長）日程第6、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

(横山町長 登壇)

○町長（横山茂町長）おはようございます。本日ここに第4回定例会を招集したところ全議員の参加を頂き、開催できます事に心から御礼を申し上げ、早速ではあります一般行政報告を述べさせて頂きます。

(以下、町政執行方針を朗読)

○議長（小峯聰議長）次に教育長。

(吉田教育長 登壇)

○教育長（吉田憲司教育長）続きまして、教育行政報告を行います。

(以下、教育行政執行方針を朗読)

○議長（小峯聰議長）以上で、行政報告を終わります。ここで暫時休憩と致します。議員各位は11時より、全員協議会を開きますので、議員控え室にお集まり下さい。なお、再開は、午後1時と致します。

10時49分 休憩

13時00分 再開

(一般質問)

○議長（小峯聰議長）議長より、御出席の傍聴者の方々へ一言申し上げます。新型コロナウイルス感染症防止のため、マスクをお持ちの方は着用をお願いします。風邪などの症状のある方は、傍聴をご遠慮下さい。議場に入る前には、手を洗い消毒をして入場して下さい。傍聴は、隣の方と席を離してお座りください。また、理事者・説明員におかれましても、マスク、消毒等十分行ない審議に臨まれますよう申し込み添えます。

それでは再開致します。日程第7、一般質問を行います。町長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。議席番号4番、高田議員。免許証自主返納者に交通手段のサポートについて質問して下さい。

○2番（高田勲議員）4番、高田です。あの、飛沫が飛ぶとあれなので、マスクをしたままでご質問させていただきますが、もし聞き取れなかつたら聞き取れないというふうに仰っていただければよろしいかなというふうに思います。この間のテレビ見てますとね、コインランドリーに車が突っ込んだ、中にいた60歳代の女性の方が骨折された、病院に運ばれた、で、運転していた、後ろから見ると高齢者のマークが付いていたんですけども、運転していた方に聞くと前進と後退を間違えた、

アクセルとブレーキを間違えた、順番にその2つ、その2つの間違いが重なって起きた事故なんです。で、これはですね、もうあの誰もが通る道なんですけども、私たちも年を取るとやはりそういうふうに反応とかが鈍くなるし、判断ができなくなることもあるのかなと、そこで、あの、まあ最近高齢者の方ばかりが事故を起こしているわけじゃないんですが、高齢者の方が起こす事故がマスコミで結構取り上げられております。で、あの、高齢者の運転免許を更新する時のですね、その審査も非常に今厳格化されて、更新時点で運転免許証を結果的に自主返納されている方もいるのかなと、で、沼田町にそのような方が私何人いるのか、今現在何人いらっしゃるのかがちょっと存じてはいないんですけども、あの結局今までですね、何不自由なく自分で車を運転して買い物やら普通の娯楽に行ってた方、例えばちょっと今日はパークゴルフ場に行くよ、あの当然車で行くんだろうと思うんですけども、それもままならない、町中の人だったら自転車で行くこともあるんでしょうけれども、離れたとこの人だったらもうままならないのかなというふうに不便を感じることもですね非常に多いだろうというふうに思います。あの、ある意味免許を返納するってことは自分の生活、これから的生活を考えると勇気があのいることだというふうに思います。ただ、あの交通安全の問題とかいろんなことを鑑みると致しかたないのかなという決断がそこに、高齢者の方にはあるのかな、で、資料というか調べてみると今現在も自主返納のその、補助制度がね、全くないわけでは沼田はない、で、あのこれ令和2年4月から始まったのかな、それで、運転経歴証明書の交付手数料1,100円、商品券3,000円、JR沼田往復間10回分、で、最大6,800円があります。ただこれも例えばJRの運賃が後からの申請で、後から払うようになっている、まあ、一時的に立て替えるんでね、それでもいいのかもしれませんけれども、ただ、単発的なものじゃなくて、決してこの3,000円の商品券が良いとか悪いとかっていう議論ではなくて、もっとやっぱり継続して2年目3年目もですね、ずっと何往復か分、深川との間をですね、せめて深川との間を往復できるような、例えば買い物もあるし通院もあると思うんで、そのような仕組みをね、作ってあげればいいのかなと、それが高齢者の免許返納の背中をそっと押してあげるきっかけになればいいのかなというふうに思います。あの例えば具体的な施策として通告書にも書いてありますけども、町営バスやら乗合タクシー、免許返納者には無料のバスを出す、1年更新ですけども無料のバスを出したらどうかと、或いはまあ沼田町、一番留萌寄りは恵比島駅なんですけども、恵比島駅から深川間の交通費、1ヶ月2往復程度、で、12ヶ月だから24往復か、このくらいは毎年支援してあげてもいいのかなというふうに、あの、思ってございます。まあ財政状況が良い沼田町ですので、このくらいはできるとは思うんですけども、あのあくまでも目的はその、運転免許証の自主返納をですね、促す、高齢者の方に促して、勇気

を持っていただくというのが本当の提案の意味であります。決してその単年度にこだわらず、逆に言ったら3,000円の商品券いらないかもしれない、それより2年目3年目もずっと継続して高齢者の方のそういうふうな交通手段をサポートすることができないかというのが質問の趣旨でありますか、町長いかがでしょうか。

○町長（横山茂町長）はい、議長。

○議長（小峯聰議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）高田議員のご質問にお答えしたいというふうに思いますが、ま、高齢者の運転記録交付手数料、ま、連日のようにですね、全国各地で発生をしている、ま、そんな状況を見ますと本当にまあ他人ごとではないのかなというふうに思っているところであります。ま、現状沼田町内ではですね、そのような事例は今のところありませんけれども、さらには死亡事故死ゼロ3000日を達成した状況ではありますけれども心配はしていることころであります。で、統計を見ますとですね、運転に自信があると答えた方、あの各年代層でそれぞれ出てるんですけども、若い方よりも高齢者の方のほうが自信を持っているという調査結果が出ております、一方で子どもさん世代ですね、親に対して親の運転が危ないというふうに答えていたり、約80パーセントだと、ですので、いわゆる高齢者のドライバーの方と子供さんの意識が違っているというのがまず現状を捉えなければいけないのかなというふうに思いますし、高齢ドライバーの運転技術に対するその自信の裏返しというのかな、ま、そういうものも考えられるところであります。それで高齢者自らの老い、衰えを認めたくないというそんな意識もあろうかということで、中々高齢者ドライバーの返納に結びついていないというそんな状況を踏まえてですね、私共も今年度、2年から免許証の返納を検討する、というきっかけとなればということで、町が実施している免許返納を支援する事業をですね、開始したところであります。現状では実績は今3名となっています。歩いて暮らせるまちづくりの後押しをですね、する上で乗合タクシーの事業ですとか、それから外出支援の一環としてまあJRの運賃ですね、深川沼田間2回分の助成を今年度から開始したところでありますので、その具体的な回数も示していただいておりますけれども、今後の返納や利用状況を見て判断をしていきたいなというのが正直な思いです。で、質問にある免許自主返納者への継続的な支援についてでありますか、この点についても理解をしているところでありますけれども、まあ過去の返納者ですか、或いはそもそも免許を持っていない方、高齢者等の、その高齢者をですね、持っているのかという課題も含みますし、乗合タクシーの利用料金、現在では100円を利用する方と、それから利用しない方の公平性からですね、最低限の自己負担を求めているということをご理解をいただきたいなというふうに思います。まあいずれにしても制度的に開始させていただいたばかりですので、この制度がですね、高齢者の背中をそっ

と押し上げて、押してあげるきっかけとなっている、そんな事業であろうというふうに思っておりますので、もう少し状況を見た上で判断したいというふうに思います。以上です。

○議長（小峯聰議長）はい、高田議員。

○4番（高田勲議員）あの、中々渋い答えで、あの、もうちょっとスキッと行くのかなと思ってたんですけども、あの、先程町長がその元々免許を持っていない方と持ってる方との不公平感っていう話がありましたけども、あの、免許を元々持つて車持ってる方は、あの、税金を納めてるんですよね、軽自動車だったら町税納めてるんですよ、それが無くなるんだからその分還元してもいいだろう、或いはいろんな、そういうふうなので税金を納めているわけだから、あの、その辺は公平感というか元々持っていない人は持っていない生活をしている、で、乗ってた人はそのやっぱりその車社会に慣れて、車があるのが当たり前、車でどこにでも出かけてるようだと、そういうような生活のサイクルになってると思うんですよね、で、中々、あの、自主返納、まあ令和2年は3人というお話でありましたけれども、あの、もしかしたら施策拡大することによってそれがもっと膨らんでく可能性だってあると思うんですけどもその辺どう思うか、後でお答えいただきたいというふうに思います。で、あのもう1個私思うんですけども、あの、今一所懸命JRやってるんでね、JRのチケットは分かるんですけど、JRを使ってくれって思いもすごく分かるんだけども、例えば通院で深川の市立病院やら、例えば、今もいるのかな、糖尿病の先生が、良い先生がいるという深川の第一病院、ああゆうところに通ってる人にしてみたら、深川駅で降りてもそっからの足が中々大変だ、それと料金高いけども空知中央バスが代替できないかだとか、そういう思いもあの実は持っています。あの深川の駅で降りても市立病院行くのにきっと免許を返納したような高齢者、ようなって言ったら失礼ですね、免許を返納された高齢者の方ですから、自力で歩いて行くことにはならないのかな、で、あの一律JRのチケットではなくて、チケットの補助ではなくて例えば空知中央バスの沼田深川間の、こちらのほうも便減って冬便で大変なんんですけども、中々不便になってきてるんですけども、病院の通院だけって絞って考えても、まあそういうふうな感覚もないのかなっていうことを再質問、以上2点を、2つ質問したいというふうに思います。

○町長（横山茂町長）はい、議長。

○議長（小峯聰議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい、今ほど、ま、自動車はね、持っていた方はまあ税金を納めてというお話もありました、ただ、あの、自動車を持てない人も中にはいるだろうということなので、そのことについてはやはりいろんなね、環境の中で生活をされているので、そのこと自体はですね、やはり公正にね、対応してあげる、やは

り行政の支援としては困窮してその人方をサポートしてあげることがやっぱり優先順位なのかなというふうに私は思っているところであります。で、JRばかりではなくバスの支援もというそんなご意見でありますけれども、この点についてはですね、まあ利用状況等も今まさにJRの関係で確認を取ってはいますけれども、そのことが非常に要望としてね、多いんであれば当然何らかの対応策を考えていかなければいけないというふうに思いますので、その点は情報収集等させていただいて検討をしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（小峯聰議長）はい、高田議員。

○4番（高田勲議員）長くしませんけども、あの是非ね、その、空知中央バスのほうも、あの、深川の市立病院や第一病院にまあ定期的にかかっている人、透析の方だったらまあ月1回か2回かっていうレベルだと思う、薬もらいにね、行く人も結構いると思うんで、あの、そういうのもあの、実態を調べて、その中に例えば免許の返納者がいるのかいないのか、それらも調べようと思ったらきっと調べられるのかなと思いますんで、それで今ちょうど来年度の予算の真っ最中だと思うんですね、これは令和2年から始まった単発的な事業なんですけれども、これまで良しとして、評価をして、それで次の、来年度の新しい予算、どういうふうな支援の方法があるのかないのか、今と同じでいいと考えているのかどうなのか、その辺をしっかりと来て来年度の予算を組んでいただきたいなというふうに思ってるんですが、いかがでしょうか。

○町長（横山茂町長）はい、議長。

○議長（小峯聰議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい、あの、ご意見を賜りましたので、そのことは内部で十二分協議をさせていただいて、検討させていただきます。以上です。

○議長（小峯聰議長）よろしいですか。

○4番（高田勲議員）いいよ。

○議長（小峯聰議長）はい、それでは小規模企業振興条例の制定をしてはどうかについて質問して下さい。

○4番（高田勲議員）はい、次はですね、今年度、あの、これ11月に出てるんですね、商工会から要望書が町に出ています。我々議員の、商工会に關係した議員のところにも届いてるんですが、あの、文章が小規模企業振興基本法に明記された基本原則や地方公共団体の責務を踏まえた、経済の持続的発展を推進するための根幹となる、このような小規模企業振興条例を制定したらどうか、というか、制定していただきたいということで、商工会のほうから要望書が今年出ております。来年度に向けてです。ちょうど今から、何年前だろう、6年前、7年前かな、7年前ぐら

い前にですね、この小規模企業振興基本法、基本計画というのが、経産局のほうから出てまして、主な事業の形態というのが6つあるんですけども、1つ目は経営発達支援計画の、作成して商工会が策定して、これを経産局が認可して、認定するということです。これについては、沼田町の商工会は平成28年度に出してるんです。申請をして平成29年度に経産局の認定を受けてます。で、その後、その前からもやってるんですけども、持続化補助金っていうのがございまして、これはお店の近代化とかそういうのに役に立てるためのですね、あの、資金をですね、国のお金が商工会の、商工業者のほうに降りてきて、お店を直したり色々なことをしています。実績なんんですけども、平成29年までには3件ぐらい、4件ですか、それから平成30年に1件、令和元年には2件、それから今年に入って令和2年には、コロナ用のやつもあるんですけども10件の商工業者が今、もう採択されたか申請中のもあると思うんですけども10件の業者ですね、この持続化補助金の恩恵を受けます。で、一方商工会は何やってるかというと、晚成型支援っていうのがあるんですが、これは今あの、コンサルタントの先生をお招きして、年に何回かセミナーを開催します。それで、特にこの持続化補助金を申請するつもりのある事業者は、このセミナーを受けてくれよということで、ですからあの、今年は給付金をもらう予定の、もううつむりのある商工業者は多いですからね、たくさん人が今セミナーを受けてるんですけども、なんと、付いた名前が持続化補助金獲得セミナー、こういうふうな、これ本当なんですけども、本当こういうふうに仲間内で呼んでみんなで勉強しながらですね、頑張ってます。で、これがですね、ずっと平成26年ぐらいからやってきて、昨年一部改訂があったわけあります。で、じゃあ我が町ではどうなのかというと、これを受けてであろうと思うんですけども、当時自分もあまりこれの重要性って、この条例の重要性って認識してなくて本当に申し訳ないと思うんですけども、平成元年の2定の時に、沼田町商工業振興条例っていうのが制定されます。で、これは中小企業基本法の話やら、商工会法の話やら、これらにも触れられてるんですけども、この小規模企業振興基本法には、うん、ここには条文はきっと出てこないんだろうなというふうに、認識違いたら申し訳ありませんけれども、今そういうふうに思ってます。で、何が違うのか、何が今の条例に足りないのかというと、あの、町の役割、それから、通告書にも書いてあるけども商工業者にだって地域の人々の生活を守る基本的責務って僕はあると思うんです。僕も商売やってますけども、例えば自分が商売やめたら、いやー、でっかいトラックのタイヤ入替する時困るだろうなと、あの、大沼さんも時計屋さん1件しかないんで時計の電池交換困るだろうな、やっぱりそういうふうに小さい町だからこそね、みんなで頑張っていかなきゃ、商売続けてかなきゃいかん、そのためには新しいチームで、のために町が、行政が何してくれるのかっていうのが1つの思いです。そ

れと、後は、大きく違うのは、住民の役割であると思うんです。住民の役割というのは、住民の理解と協力というのがあって、小規模企業の健全なる発展に協力するよう努めなきやいかんというような雛型の条例を見るとそういうふうに書いてます。結局お店もお客様に育てられるもんですから、その辺の感覚だろうなというふうに思うんです。で、今じゃあ沼田の町の実態としてどうなのか、僕も商工業者なので常日頃思ってるんですけども、特に不満はありません。だって、ね、町融資の枠足りなくなったらちゃんと町が今やってくれるし、コロナの対策のことを見てても自分は本当に町は商工会に良くしてくれてると思います。ですから、特に不満も何もないんですが、形として、この質問の趣旨として、今ある沼田町商工業振興条例、それらをもうちょっと見直して、基本法にあるように、国の基本法にあるようにいろんな多角的方面から見直した条例にすべきだな、一般質問出してからいろいろとこう調べながら考えたんだけれども、結論は、自分の結論はそこに達しました。あの、すいませんね、質問出してから中身考える人間なんで申し訳ない。あの、現状どうなのかというと、空知では14商工会中、5商工会がこの法律、条令の網を被ってる、全道では152商工会中、67商工会がこの条例の恩恵を、恩恵を受けているというか、そういうふうなスタイルになっている、是非ですね先ほども言いましたように、あの、今の条例を見直して、それで新しい基本法に基づいたですね、振興条例を載せて、お願いしたいというふうに思っているんですけども、町長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○町長（横山茂町長）はい、議長。

○議長（小峯聰議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい、高田議員の質問にお答えをさせていただきます。小規模企業振興条例制定についてということですが、今ほど質問の中にもありました、沼田町、本町におきましては昨年の6月、商工業者の経営安定及び維持発展、それから商店街の活性化を目的とした沼田町商工業振興条例を町独自で制定をさせていただいております。で、質問にある条例については、小規模企業振興基本法に基づいて、小規模企業の持続的な成長発展、それから地域経済の活性化、そして町民生活の向上に寄与するということを基本理念として制定をしていくべきだということではあります、ま、名称は異なりますが本町が制定した条例の設置目的は一致しているというふうに思っています。ま、しかし、現在の商工業振興条例では、国、或いは道との連携、それから町の責務、事業者、商工会との役割ですね、その目的を達成するための基本的施策など、条例に盛り込むべき内容が一部不足をしているものというふうに思われますので、早急に条例の精査、改正を行うこととして、この小規模企業振興基本法に沿った形で修正点等対応していきたいというふうに思っています。以上です。

○ 4番（高田勲議員） 終わります。

○議長（小峯聰議長） はい。続いて1番鵜野議員、防犯カメラを活用した地域の安全対策について質問して下さい。

○ 1番（鵜野範之議員） はい、議長。

○議長（小峯聰議長） はい、鵜野議員。

○ 1番（鵜野範之議員） 1番、鵜野です。防犯カメラを活用した地域の安全対策ということで、町長にお伺いしたいと思います。この防犯カメラの活用については、今年の3月定例会にも、総務民教常任委員会の調査項目の中にも若干、こう、書かせてもらって、この時は児童の、児童生徒の通学路の安全確保のためにということでその項目の中にも触れさせてもらったんですけども、今回は沼田町全体の防犯強化ということで質問させていただきたいなというふうに思っております。このカメラについては最近では地域の防犯対策として、防犯カメラを設置し地域の監視体制を強化することによって住民の犯罪からの不安を軽減したり、犯罪から町民を守るというような格好で設置されているところが多くなってきているのかなというふうに思っております。また、沼田町においてはしたらどういうことかということになるんですけども、沼田町の防犯対策としては防犯協会だったり交通安全協会だったりぬまたつ子サポーター事業などの取り組みがなされていて、ま、そのおかげでっていうことなのか、このことによって沼田町全体では犯罪数が少ないのかなというふうに考えていますけれども、それでも1年をこう見ますと数件の事故、犯罪など色々起きているのかなというふうに、あの、状況をこう考えるところでございます。そこで更にやっぱり効果的な犯罪抑止のために防犯カメラを通学路、そして、町内を出入りする幹線道路を重点的に設置することによって強化できないかなということで質問させていただきますけれども、まず、防犯カメラの設置による効果としてはやっぱり防犯抑止効果があるのかなというふうに考えております。犯罪は人目のつかない場所で起こりやすいため、防犯カメラを設置することによって、それを設置しているんだということを積極的に周知する、知らせるということで犯罪を起こりにくくするっていうような効果がすごくあるのかなというふうに思いますし、そういったことも考えられるというふうに思っております。また、あの万が一事件が起きたときについては、容疑者特定だったり、その事故、事件がどのような経過の中で起きたのかっていうことについてでもそういったカメラに記録されているものを利用すると、ある程度早い時間にそういったことが解決できるのかなというふうにも考えていますし、この設置をしているということをアピールしておくことによって、町全体の町民が犯罪に対する不安感が無くなるわけですし、沼田町からそういう小さな事故、事件など完璧になくなせたらなというふうに考えております。

こうした抑止という点から更に効果的に防犯を起こりにくくする環境づくりを進めていくということにおいて、町としての取り組みができないか町長にお伺いしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聰議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい、鵜野議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。今言われるようですね、防犯対策、犯罪抑止のために防犯カメラの設置を考えてはというご主旨であろうかと思います。で、趣旨は十二分理解をいたしますし、これは今の時代ですので本当に設置をして犯罪抑止のための安心安全な町づくりを進めていくということを考えていくべきだろうというふうに思っています。ただ、行政単独で設置ができるものではないかと思いますので、やはりその設置に際しては例えば町内会のほうからの了解をいただかなければならぬだとか、そういう設置する場所によってはですね、例えば道路管理者の許可もいただかなければいけないだとか、まあ色々と調整をすることが多々あろうかと思います。その点を調整をしつつ前向きにですね、町民の不安解消策を図る、防犯抑止のためにですね、取り組むそういう環境を作っていくためにですね、来年度、予算を提案できるようなことで調整をしていきたいなというふうに思っています。以上です。

○議長（小峯聰議長）はい、鵜野議員。

○1番（鵜野範之議員）あの、来年度の事業の中で取り組んでいただけるということですんで、是非とも取り組んでいただきたいなというふうに思います。私の質問はこれで終わります。

○議長（小峯聰議長）続いて、議席番号2番、畠地議員。指定管理者制度運用ガイドラインの整備について質問して下さい。

○2番（畠地誉議員）はい。

○議長（小峯聰議長）はい、畠地議員。

○2番（畠地誉議員）2番、畠地です。今日はですね、最初になぜこのタイトルで質問をするかということなんですかけれども、実はあの最近議員セミナーでほろしん温泉の件を理事者側から説明色々もらいまして、まあ私ちょっとあの時には若干違和感がある内容もあったんで、まあそのことも含めてですね、指定管理って何ぞやということをちょっと調査、自分で研究してみたんですけれども、どうもあのそういう制度を調査していくと、そういう制度を補完するようななんか、何かないかなということで、ちょっと今日は提案といいますか、あの話をさせていただきたいと思います。ご存じかと思いますけれども平成15年6月、自治法改正で、公の施設の管理を外部に委ねるようなそういう場合、指定管理者制度ということで、国が示

さて今に至っているということですけれども、沼田町はやっぱりあの、ほろしん温泉の話だけじゃなくてですね、他にも指定管理、色々施設ありますんで、ちょっとこうどういう性質のものなのかなというのを私なりにも分析してみました。そして、今回あの1番目に聞いてますけれども、今の指定管理の数、後は委託料の金額と大きなものが結構ありますんで、そういうものについては個別にちょっと整理をさせていただいた中で、議論を深めたいなというふうに思うのがまず1点目の話です。制度本来の趣旨ではまあ非常にこう多様化する町民、或るいは住民っていうんですかね、というニーズに応えるために非常にこう、この管理制度を利用すればいいのかなというふうに思いますし、まあ例えばスノークールライスファクトリーですか、まあ今回このコーミさんですか、まだ決まってはいないのかもしれませんけども、指定管理ということで色々内情を煮詰めていくものが色々とあると思うんですけども、そういうものについても上手く軌道に乗れば収支も当然トントン或是プラス、そしてまた儲かれば税収で帰ってくると、いうような指定管理のやり方もありますし、まああの厚生クリニックなんかははっきり申し上げて損失補填というような形の管理料の出し方ということになってますし、またあの各コミュニティセンターですかね、共成だったら共成の例えば会館だとかもこれはもう、まあ維持管理は当然地元が負担してるわけなんですけれども、大きな備品の購入等さえなれば、まあ修理さえなければそのまま少額の経費で済むというような、ま、そんな性質のものの管理もあるということで、まあ1番でちょっとその辺を整理させていただきたいというふうに思います。それからですね、この指定管理を始めて何年というような契約期間がありますけれども、やはり施設全体は非常に年数経ってます、体育館なんか、町民体育館とか色々こう、スキー場ですか、色々こう前の公共施設マネジメントで色々議論があったようにですね、町の施設といつてもやっぱり非常に年数経ってるものがございますんで、段々人口が減ってってコンパクトな町になってくに従ってそういう公共施設、何かこうちょっとキャパシティーをはき違えてるようなそんな気分になってないかと、そこをまた人に、民間に委託させて経営収支が上向かないということになってないか、いうことがちょっと懸念されております。まあそういう意味で指定管理の負担がこうどんどん財政面でプラスしていくようなそんな形のものも見られておりますんで、顕著になってますんで、まあ適切な施設にすること、或いは多額の改修ですね、大型投資だとこういったこととしてですね、指定管理を受けやすくすると言いますが、収支のバランスを図れるような、そういうことも後程お聞きしたいと思います。2番目に書いてありますけれども、これ実はあの私も色々調べてみたんですが、沼田町では公の施設のその条例って言うんですかね、ちょっと長い名前ですけども沼田町公の施設に関わる指定管理の指定手続きに関する条例、ちょっと名前似てますけども、条例、

施行規則といったことで条例整理されております。私はあの指定管理全然否定するものでも何ものもないんですけども、やっぱりあの条例である程度こう謳って、その公の施設を守るんだという前提のもとでやるとですね、どうも例えばさっき言ったほろしん温泉とか、まあ今あのスコーレ条例って言うんですか、中身見てけば個別のものになっていくと思うんですけども、そういったものと相互が大分あるんじゃないかなと思っていまして、ちょっと条例を調べさせていただきました。そして、ちょっと私が結論に至ったわけじゃないんですけども、条例が中々こう今の現状と合ってないんであれば、まあ運用規則、ま、ここではガイドラインというような書き方もしてるんですけども、そういうもので運用、運用の中身をある程度追従してけばまあ何かこう色んな意味で施設等の維持に係わる根拠の基になるのではないかなというふうに、ちょっと難しい言い方になりますけども、ちょっとこれはあの説明がいるんで、私別冊でちょっと今用意しますんで、例えばですね、スコーレ条例に関しては元々、僕がちょっと小さかったときにたぶんやってた話だと思うんですけども、元々のパークハウス白樺が公共の施設としてあって、保養地的な意味合いが多かったと思うんですけども、どうもスコーレ条例見てると、何ていうんですか、外国の言葉でいうギリシャ語って言うんですかね、スコーレから来ると、今の何かスクールの基になったような話を聞いてますけども、スコーレは単なる余暇ではなくて、精神活動や自己充実に充てることのできる積極的な意味を持った時間、或いは個人が自由、また、主体的に使うことを許された時間のことであると、私は沼田町のスコーレ条例というのが元々そういったものの目的があつて、たまたま宿泊だとか宴会だとか、そういう業務が付随して、条例見る限りはそういうふうにしかちょっと捉えられなかつたんですけども、まあ1番最初にですね、町長ご存じだと思うんですけども国際交流が書いてあるんですよね、今そこ何処に行ったのかなっていうようなちょっとその辺が条例としては合ってきてないのかなというふうに思っております。ですからあの緒と長くなりますけども、条例との整合性或いは運用規則との整合性をとるっていうことは大変重要なことだし、前回議員セミナーで言ってたような収支バランスをどう議論していくのかっていうときにこういったものがベースにあって、いや実は公共の施設だからそこには補填しなきやならないものは十分補填しなきやならないし、改修費用かけるものはかけなきやいけないっていう議論に次に繋がっていくんじゃないかなというふうに私は思います。それから3点目なんですけども、人や町の規模によって指定管理制度にそぐわないそういう施設はないかということですが、まあ後程トマトの加工場の話も出てくるかと思うんですけども、例えばですね、これはあのちょっとトマトの話に限って言えば、商品をいっぱい売れる先がありますと、工場を拡張したい、じゃあ町としてどうする、という話になると、やっぱりそれは工場拡張して非常に経営も良く

なって税収も上がるんであればそれは投資する価値はあると思うんですよ、まあこれは今あの米の施設でいけば、まあ大体入ってくる年間のトン数は分かってますけれども、あそこは独立採算で殆どやってますんで、まあその上に積立金まで出るぐらい収支出しますんで、そういうふうにサイクルいく指定管理ってないわけではないはずなんですよね、ただ、本来の指定管理の目的からちょっと外れて例えばそのほろしん温泉の宿泊宴会だとかをこう収支だけ追ってくと、ちょっとこの辺が見落とししてしまうんじゃないかな、ですからもしね、次期大規模改修あるんであれば、そこに何かこうベースになる根拠、ま、ちょっと次の方の質問とダブるんであんまり言いたくはなかったんですけども、そこに持っていく根拠をですね、やっぱりそこに見出すのがガイドラインを整備して、評価制度を持ってくるという、ま、評価制度の話についてはちょっと個別にまた補足させてもらいますけれども、私資料1枚付けてますんで、ちょっとそれを見ながらですね、説明をさせていただきたいと思うんですが、秋田県のですね、ちょっと資料なんですけれども、これあの利用料金併用型のイメージ図って書いてありますけれども、あのちょっとその部分の言葉の専門の意味は割愛させていただいて、指定管理料をどうやって出すんだっていうとこなんんですけども、やっぱりあの指定管理者にも利益ないと駄目ですね、そのための図というかこの絵なんですけれども、最低限ここまでお金出しますよ、あとプラスの部分はあなた方の利益で持つてって、税収で返して下さいというようなことがベースとして書かれてあるということで思っていただければと思います。で、その下にですね、評価制度の実施ということで、あのこれたぶんね、専門的に町の職員だけで作る評価委員会とはちょっとニュアンスが違うと思うんですけども、あのここになんて書いているかというと、11番評価制度の実施についてということで、下の方に、3行目ですか、指定管理者は県と協議の上、施設の管理状況、職員の対応満足度等サービスに関する利用者アンケート等を簡素で効率的な方法により実施し、利用目標の達成というような形で、ま、簡単に言ってしまえば住民に満足度調査をしているような形になるんですよね、住民の満足が上がっていればそこにはある程度の投資は致仕方ないのかなというふうに思って、ちょっとこの紙を付けさせてもらいました。これ54頁ぐらい本来あるんですけども、全部やるとちょっと大変なんで、大きく分けてですね、この3点、今申し上げたようですね、ガイドラインを整備することによって何か解決するものがいいのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○町長（横山茂町長）はい、議長。

○議長（小峯聰議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい、畠地議員のご質問にお答えします。まずあの指定管理者制度につきまして、公の施設のより効果的、効率的な管理を行うために、ま、そ

の管理に民間の能力を活用する、そして、適正な管理を確保する仕組みを整備して、住民サービスの向上、或いは経費の節減を図ることを目的に指定管理者制度というものがスタートしているものであります。で、ご質問のまず1つ目ですね、指定管理の施設総数と管理委託料の総額についてであります、まず各指定管理の施設の内ですね、各地区のコミュニティセンターを除いて現在は9つの施設を指定管理しております。ここに来年度からは農産加工場が含まれてくるかというふうに思いますが、で、その昨年度に支出した指定管理料の額につきましては総額で7,294万6千円です。施設別で言いますと、ほろしん温泉が5,853万6千円ですね、それからクリニックが700万、自動車学校は650万の指定管理料を支出している状況です、で、この他に農業関係としましてファクトリー、それから予冷庫、それから堆肥製造施設というものがございますが、この施設については指定管理料については支出してございません、で、2つ目の今後ガイドラインを整備する予定はということですが、指定管理者制度を運用するにあたって、町の基本的な考え方、それから標準的な手続きを定めた、いわゆるガイドラインというものを定めた方がよろしいのではないかというご質問でありますけれども、指定管理するその施設によってはですね、その性格、或いは規模についてもですね、施設によってもバラツキがございます。ま、このことから本町においては先程も議員からの質問にもございましたが、沼田町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例とそれから施行規則に基づいて、指定管理者制度についての運用に実施をしてるところであります。現状においては改めて今そのガイドラインというものを整備するというものは今の段階では考えていないというふうにお答え致します。それから3番目の人口等により指定管理者制度にそぐわなくなっている施設がないかということに関してで言いますと、町が現在指定管理している施設につきましては、町が直接というよりいわゆる民間の能力を活用したほうが効果的、効率的な施設管理が行われるという中で、施設を選定し実施しておりますので、その考えにそぐわないという施設は私はないというふうに考えております。ご質問のその人口や或いは町の規模によってそぐわなくなっている施設というのは恐らくほろしん温泉を念頭に置かれているものというふうに思いますが、ほろしん温泉につきましては町民の癒しの場であると共に町内唯一の宿泊施設として沼田に人を呼び込む非常に大きな役割を担っているところであります。その役割を考えますと民間のノウハウを生かして管理することが望ましい形であり、正に指定管理者制度を活用すべき施設であろうというふうに認識してます。また、ほろしん温泉につきましては以前施設の在り方についてご説明をさせていただいたとおり、大規模改修に向けてですね、検討を進めるということでご説明をさせていただいているところであります、その中で今後の施設の規模も含めた内容については具体的な検討をして参りたいというふうに

考えておりますし、ほろしん温泉につきましては改めて多くの町民の皆さんご利用するなくてはならない施設であるという認識のもと、今後も指定管理者制度を最大限活用して参りたいというふうに考えております。以上です。

○2番（畠地聟議員）はい。

○議長（小峯聰議長）はい、畠地議員。

○2番（畠地聟議員）まず1番目の質問の話なんですけれども、総額等お聞き致しまして、やっぱりここで1番大きいのはほろしん温泉なのかなというふうには感じました。ま、結局その上手くいく施設もあるんだけれどもどうしてもこう収支が出来ない施設があるということの回答かなというふうに捉えさせていただきますけれども、で、2番のことについてはですね、ガイドラインってあの、私はですね、はつきり言って条例とあんまり相違があるのがあんまり望ましい運用ではないのかなというふうに考えているものですから、もしガイドラインで逃げれる、逃げれるって言ったらちょっと失礼なんですけれども、ガイドラインで補えるようなことがあればその方が望ましいのではないかというちょっと提案なんですが、あのちょっとここにはペーパー付けてないんですが、横浜市でガイドライン出してます、あの、その内容なんですけども、改定も結構してて14版改定してまして、ちょっと読み上げさせていただきますけども、横浜市のガイドライン、そこには評価制度についても記述がございます。モニタリングによる基本的事項、ま、モニタリングですからまあアンケート調査を含めてなんんですけども、毎年度の事業計画報告、それは受けてると思います。また、管理状況の把握、指導、指示そういう指示に従わない場合の措置、そして第三者評価の実施、そして利用者満足の把握、アンケート、会議、モニター調査と、まああとコールセンターとかもあるんですけども、きっちとこう書いてあるんですよね、それであの町長の答弁の中にも規模や中身がちょっと大分違うよっていうような話されてましたけども、実はガイドラインってそれぞれの規模、そういうの一切関係なく揃えてるところがどうもあのここの行政なんですね、だからファクトリーもあれば、まあほろしん温泉もあれば、普通の会館もあるんですけども、どうもこう見てくとですね、どこの施設っていうような指定の仕方、ま、大まかに美術館とか色々あるみたいなんですが、あの、あんまりこだわらないで一応こういうものもあるよというような整理の位置づけで、どこの指定管理にも沿うようなそんな内容の整理になってるみたいなんですね、それからですね、モニタリングによる評価、これ結構こうペーパーはそこにあの非常に評価のところに10頁、10頁もないんですけども色々と書いてございまして、やっぱりその町がですね、評価するのと第三者的な町民が評価するのとはまた違うし、また我々議会で話をするのとちょっと形違いますんで、まあ温泉利用されている方は殆ど、町外の方もいらっしゃいますけれどもやっぱり町民が主だと思いますんで、そ

の辺は満足度調査ぐらいはした方が良いのかなというふうには思っております。ま、そのためにもそういったことをやるために基となるそういったガイドラインの整備が私はいるのではないかというふうに考えました。それからですね、ちょっと話を戻して悪いんですけれども、私も、町長言われたようにあの、ほろしん温泉の立地地域ですね、共感できるところすごくあるんですよ、で、あの先程スコーレの話もちょっと言葉の語源から言ってましたけれども、私もある、社会教育非常に長かったもんですから、あの施設って何なんだろうなって考えたときに、やっぱりあの、今の経営努力をですね、経営努力は当然するべきだし、否定するつもりはないんですけども、どんどんどんどん集客が減っていく中で、あそこの施設の位置付けは何なのかなって考えていくとやっぱり条例との整合性が私は気になるんですよ、スコーレとのコンセプトが非常に合わない、ですからあの大枠のガイドラインでもいいから、例えば化石、ほたる、自然学校、キャンプ、そういった生涯学習の拠点の場合だとしたら、これどう考えても採算なんかあんまり関係ない話ですよね、だから前も言ったかもしれないですけども幌新地区を総合的にこうプロデュースするようなそういう条例若しくはガイドラインの整備にしてはいかがなのが実はこの私の提案なんですね、更にあの個別に契約しますんで、指定管理色んな施設にあの個別のその中身いっぱい細かく書いてあると思うんですけども、私はさっき言ったように大枠のガイドラインを整備して、ま、そこで、中で個別の契約でそれをやったほうが、ま、法に則ってやるにはいいのかなというふうに思っております。いわゆる生涯学習の拠点としていることを前提にですね、その場所のこれから先行きを決めていただければというふうに思っております、ま、極論言えば本当にさっきも言ったように学校だから赤字なんか関係ないわけですから、そこに教育的立場からお金を出してるって言ってしまえばそれまでなんですけども、そこまではちょっとと言いませんけども、ま、それぐらいの気持ちを持って更には来るべき大型改修があるんであればそこが本当に生涯学習の場所であるということを念頭にそういった財源を捻出していっていただける、まして評価委員会がもあるとすれば町民からの理解も得られやすいんじゃないかなというふうに思っております。ま、そういったことでちょっとそこの部分についても町長の答弁いただければお願ひしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聰議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）たくさん質問がありましたんでね、あの、もし抜けていたらご意見をいただければというふうに思いますが、まず、ガイドラインと条例がそぐわないんじゃないかという趣旨のもと、出来れば満足度調査なるものを導入すべきじゃないかというお話を関連してですね、そのスコレセンター条例ですか国

際交流センターでしたっけ、で、あの元々を辿ればですね、ま、これはこのその当時の整備の手法っていうのかな、いわゆる国からの補助メニューをね、対応するためのそういうものの意味合いがあったというふうに思います。ただあの時代が流れ現在にきて、そぐわないんじゃないかなというそんな趣旨のご質問もあったかと思いますので、私は決してその今ほたる館がオープンして25年以上経ちますけれども、私は変わっていないというふうに思いますし、まさに今別枠で進めております自然学校開設に向けてですね、あの地域を拠点としながら取り組んでいる、それだけのその素材があり環境であり集客ができるそのステージであるというふうに私は思っていますので、その条例が違うというそういう趣旨ではないのかなというふうに思っています。ただ、ご質問にあったその満足度調査、いわゆるこれからのこと反映できるようなそういう意見集約ですね、それについてはやはり考えていくべきかなというふうに思います。いかにあの、私個人的にはとかく全国各地から間違いなく呼べる施設だというふうに思ってます、ですので、後はそのいわゆるおもてなし始まってそういう環境をね、いかにして底上げしていくかそういう部分の取り組みも必要だと思いますし、だけどもやはり町民のね、憩いの場であるこの施設をさらに良くするために町民の皆様方にやはり入ってもらって満足度調査というよりはそういうご意見をね、聞ける場そういう環境はやっぱり作っていくべきかな、特に施設を整備、これからしていきたいというふうに思ってますので、そこに関してはやはり町民の方々のご意見をね、色んなご意見を聞きながらより良い施設を作っていくためにそんな場を設けていきたいなというふうに思ってます。あと、まあ横浜市のその事例も出てました、で、あの私も色々と調べていますし色々な取り組みはされておりますし、この時代ですのでね、そういう取り組みも当然必要だというふうには認識はしています、ただ、横浜市と沼田町が違うのはいわゆる企業さんがそれだけいるかということはやっぱり理解していただきたいなというふうに思います。あの、どうしても受け手がいなければやはり大変なことになるんでね、その部分は大都市と沼田町の違いはあるんじゃないかなという点はちょっとご意見させていただきます。以上です。

○2番（畠地聟議員）はい。

○議長（小峯聰議長）はい、畠地議員。

○2番（畠地聟議員）あのもう時間が大分過ぎたんで止めますけれども、あの温泉の元々のその立地の理念についてはですね、たぶん町長も私も同じぐらい愛着を持って考えてくれているのかなというふうな思いでありますし、ガイドライン整備については大都市と田舎ということで、私もちょっとそれはあの最初から気にはしてたんですけども、指定管理に何社も応募すること、そうでないとこの要は選別をするための実はガイドラインになってる場合もあるし、私は逆に言えばですね、

そういうような作りの規則も作れるんじゃないかなというふうに思って実はこの質問を考えさせていただいた次第なんですよね、ですからあの別に町長の言うこと全く否定もしませんし、非常にこれから前向きに調査のほう、満足度調査のほうを応えていただけるというような話をしましたんで、是非あの町民が根拠を持って納得いく施設に改修していただけるんであれば私は投資は致し方ないかなというふうに考えておりますんで、ま、そのこと申し上げましてこの質問を終わらさせていただきます。

○議長（小峯聰議長）答弁はいりませんか。

○2番（畠地誉議員）いいです、はい、終わります。

○議長（小峯聰議長）それでは続いて3番久保議員、ほろしん温泉への投資11億円の効果的な根拠をしめせについて質問して下さい。

○3番（久保元宏議員）議長。

○議長（小峯聰議長）はい、久保議員。

○3番（久保元宏議員）3番久保です。菅義偉総理大臣が今週の月曜日に、12月14日午後6時半にGOTOトラベルの全国一律停止を発表しました。で、更にあの夕張市のマウントレースイが今期は全面休業ということも昨日発表になりました。この経済対策と感染症、中々上手にバランスを見いだせないっていうのが我々の、まああの今年に入ってからの議論の中心でもあり悩みでもあると思います。コロナで死ななくても経済で死んでしまうというそんな嘆きの声も聞こえております。私の働いている米屋も1933年から80何年間営業していますが、この11月、12月はあの創業以来恥ずかしい話ですけど沼田町で殆ど白米が売れないような状態に初めてなりました。で、そのためにあの沼田町の生産者が作ってくれたお米を町外に売ったり本州に売ったりとかそういうことを中心に何とか前年度の売上を作ろうとやっているところです。まさしくそのことはあの町外から仕入れた商品を狭い町内で売るにはある程度の限界がありますし、であれば町内で作られた商品を広い町外に売るのが沼田町の持続可能の、ま、1つ重要な手法だと思います。町長が常々我々町民に、若しくは商工会に是非ヒット商品を作ってくれと何度も仰ってくれるのは恐らくそこには同じ思想が根付いてると思います。で、そこで今回の私の一般質問を通じて町長はほろしん温泉ほたる館をどの様にヒット商品にするのかと、ほたる館をヒット商品にする町長の手法を是非伺ってみたいと思います。で、先般あの町民向けの説明会の時に町長はほろしん温泉に投資10億円の話をしましたので、まずはそれを焦点を絞りまして、ま、効果的な根拠を是非この機会に町民に開示していただきたいと思ってます。役場のほろしん温泉を預かっていただいているシダックス大新東ヒューマンサービスさんに毎年指定管理料を払っております。金

額で言えばお手元の資料見ていただきたいんですが、令和元年で施設運営で5, 853万6千円、そして更に施設の管理保守で2, 720万3千円、で、合わせますと8, 573万9千円がいわゆる指定管理料ということで提示されています。で、これは残念ながら毎年2期目、当初の1期目の頃から含んでどんどんどんどん増えてきてまして、改修工事も含めますと当初の金額にプラス1億円というような状態になっているような報告も町長のほうからいただいています。更に今年はコロナということでゴールデンウィークに500万円、更に9月に1, 200万円をほたる館に町は供給致しました。ま、コロナで疲弊している、商工会の、それなりに手厚く支援をいただいてますが、かなりほろしん温泉への補填は他の補填と比べれば圧倒的な巨額です。この巨額に我々町民が納得して、よし、じゃあ今回は500万、じゃあ今回は1, 200万、総額で1億数千万というような金額を納得しているというのは我々町民自身がほたる館に愛情と期待があるからだと思うんですよね、であれば我々町民の愛情と期待に対して役場、町長、そして当事者であるほたる館は期待と愛情に応える根拠を示す義務があると思います。で、役場は8月に公共施設マネジメントを発表してくれました。これは議会のほうからお願ひしてまして、その結果、町民の前で発表しようということで、これは皆さん、一度町民に町長のほうで配布してくれた資料なんですが、

【久保議員、スクリーンに資料を映す】

この中で2015年に、今お手元の資料を見ていただければわかると思うんですが、2015年の段階、2023年の段階でほたる館に、ほろしん温泉ほたる館の源氏のほうに建築後30年が経過することから、大規模な改修を行いますと、改修費1億1千万円、あ、11億円か、11億円ということで出てます。で、またこの同じ2023年には町民会館を、町民体育館が建築後50年が経つことによって、中学校の体育館と併せた一体型の中学校体育館と町民体育館一体型のものを解体費用1億2千万かけた後に25億のアリーナ付を作りましょうかというような提案、そして更にこれは、これは中学校の体育館も解体しましょうよと、で、中学校の体育館を解体し町民体育館を解体し、そして更にアリーナ付を作るぞという提案を受けてます。ですからある意味2023年とは沼田町にとってターニングポイントになる大きな投資の年だと思います。その大きな投資に対してその愛着、期待に応える根拠というのを是非この機会に教えていただきたいなと思ってます。で、一方でお金はかかるとは言いながら、人口が3, 000人を割れば交付税も下がりますし、ましてコロナによる国の疲弊によって財源の不足や法人税の減税などで沼田町の収入が厳しさを増すと思います。50数億でやってた我々のポケットもあつという間に40億、35億のまあ近隣の北空知の仲間の町のような財源をどのように分配するかっていうのが来年出てくると思います。このような時だからこそなおさら町民の

愛着と期待に応える根拠を示す義務があると思います。で、大きく3つ伺います。1つは沼田町のほたる館の改修ですよね、あの過去にも2012年に平家の宿にエレベーターを設置したこともありました。で、その前には2006年、2007年に大改修をして、この時は3億円かけて岩盤浴を作ったんでしたっけ、で、それによって私も岩盤浴何回も使わせてもらいましたし、会員にもなったんですが、その時にあのこれをやれば赤字をなくせますよと、で、そのことによって16万のお客さんが増えるというようなお話も当時町民向けに説明会で伺ってました。ところがあの去年の段階で7万人の集客しかなかったということは、もうほぼほぼ目的から半分になってしまったと、3億円かけて目標の利用者が半分になってしまったんであれば3億円を11億円にすればその7万人が3倍になるのか4倍になるのかっていうその根拠こそが大事だと思うんですよね、で、改修費というふうに謳われているんで、改修するということは配管を直すのか壁が壊れてきたから直すのか、屋上のアスファルト防水が、雨漏りが多いから直すのかと、そういうことも勿論経過年数を経つことによって必要だと思いますが、この11億円という数字が、ま、20でも10でも5でもなく11というかなりリアリティを持った数字なので、町長のほうで町民に説明したい金額がある程度概算であると思います。私は大事なのは老朽化した部品の交換でこの11億円を全額使って終わるのか、それとも若しくは岩盤浴のような積極的な営業のアメニティを足したように新アメニティがこの11億円に入っているのか、で、まったく同じようなものを今換えるんであれば7万のお客さんが暫時減ってくようなことにしかならないんじゃないかと、やはりある程度戦略を持った投資がこの11億という数字にあるのかないのか、その部分を是非伺いたいなと思います。近隣の北竜町、秩父別なども町営温泉は大規模改修が既に終わっていますので、そこから学ぶもの、そして全く同じものをするのでなくて、沼田町はこういうものがあるんだぞというそこの差別化が大事だと思います。そして2つ目の質問なんですが、自然体験学校、これをかなり積極的にされているようなことも伺ってますし、私も各所の視察、書類、その他見させてもらって勉強もしております。で、ただ、どうもほたる館で働いているスタッフ達に直接伺いますと、どうも彼らが能動的にそれに参加しているようなイメージもありませんし、ま、極端な話は化石館の定例の行事をほたる館のフロントの方がご存じないこともあります。どうもあの折角のほたる館という、あの、エリア、広大なエリアが全体的に1つの気持ちになってないんじゃないかなと思います。で、このほろしん温泉のスタッフをどの様に自然体験学校に能動的に参加させて、まあいわゆるプロジェクトチームを組んでいるのかとも伺いたいと思います。で、最後に指定管理制度が2022年に終わります、で、ま、5年を過ぎてそして厳しくて指定管理費を上げて、そして2年を経とうとしてます、で、町長は先程の畠地さんへの答

弁で指定管理制度を最大限活用したいと仰ってました。ということは更にシダックスさんなり他の他社を含めたところでこの制度を活用しながら町長のアイディアの自然体験学校を有機的に組み入れていくということだと思うんですが、そこのこの正念場をどのように乗り切るのか、この3つを伺いたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい、議長。

○議長（小峯聰議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい、久保議員の質問にお答えします。まずですね、ほろしん温泉につきましては改めて、町民のね、癒しの場であると共に町内唯一の宿泊施設、そして、キャンプ場や化石館を含めたほたるの里はですね、町外から多くの方々が訪れる観光の拠点となっているところであり、沼田に人を呼び起こすための施設としてね、非常に重要な大きな役割を担っている施設であるということをまずはご理解を願いたいというふうに思います。それで一方でですね、施設については、施設建設からかなり年数が経過しております、施設設備、施設自体も老朽化が進んでいる状況であります。ま、そのことを踏まえて昨年役場内のプロジェクトで施設の在り方について検討させていただき、その内容を先般の議会のほうにもご報告をさせていただき、町民にも説明をさせていただいたところであります。ま、その内容としては今程も質問の中にもありました、ま、大規模な改修をした上で今後もですね、存続させていくべき施設というふうな方針を打ち出させていただいた次第であります。それでまず1つ目のご質問の改修費の根拠というようなことではありますが、この11億円というのは今まさにその基本設計をしているわけでもありませんし、具体的なその詰めを示しているわけではありません。ですので、あそこのほたる館、いわゆる新館のほうですね、源氏の館のほうの面積的な数字から資産をして、あくまでもたたき台の数字を出したということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。概要としては施設本体、ま、壁から屋上から或いは居室の中身或いは配管ですかね、そういう諸々の施設を改修したとして、少なくともこの程度の金額がかかるだろうというものをご提示をさせていただいたものであります。ですので具体的なその詰めについては今後改めて整理をしていきたいなというふうに思いますし、ご意見をいただきながら詰めていきたいと、で、実施するにあたってはやはり他の施設と違う、そんな環境を作らなければ私はいけないのかなというふうに思いますので、いわゆる議員からあるような新アメニティの導入だとかというものも含めて当然考えていきたいなというふうに思っているところであります。近隣の施設の改修がなされて、ま、ほぼこの近隣で言いますとうちの施設だけが残っているような状況かと思いますけれども、他の地域とは違う自然環境に恵まれているほろしん温泉独自の色をですね、出せるようにそんな改修を検討を進めて参りたいと思います。それから2点目の自然体験学校に関連するほたる館のその参加状況

等、これにつきましては、交流人口或いは関係人口の増加などを視野に入れながらですね、検討をしているところでありますし、ここまでに、その内容につきましては適宜報告をさせていただいているところであります。で、その自然学校の設立に向けて準備を今進めているところでありますけども、温泉スタッフとのその、十分な連携とれていないんではないかというふうなご指摘があるところで、この点についてはその、いわゆる調整がなされていなかつたという反省はしております。ですので今後開設に向けてですね、少なくともほたるの里を拠点としながら町全体をですね、自然体験学校としての機能を活用しながら取り組んでいきたい、ただし、あそこはやはり拠点としながらも取り組んでいく以上、ほたる館のスタッフ、ほたる館との連携をですね、十二分にとれるように進めて参りたいというふうに思います。それから3点目の指定管理の期限切れをどう乗り越えるのかという点でありますけども、現在運営をしていただいているシダックス大新東ヒューマンサービスにおかれましては、現在2期目の2年目であります。いわゆるスタートから7年目に入っているところであります。2期目、残り3年となったところであります。ま、このような中、非常に厳しい経営状況の中、新型コロナウイルスの影響もあってですね、施設の維持、利用者の確保に努め、色々な面でご努力をいただいている状況であります。ま、今後も集客が困難な状況がまだ見受けられるところであります。先般もですね、色々とご意見をいただきながら、ほたる館へのその支援金について議決をいただいたところでありますけども、それを原資としながらもですね、色々と様々な集客に向けた独自な取り組みも実施をしていただいているところでありますので、この厳しい状況をどう乗り越えるか、それにはですね、町も一緒になって、知恵を絞りながら取り組んでいかなければいけないと思っておりますし、町民の皆様、そして町外から利用増に向けた取り組みについて検討して参りたいというふうに思います。とかくこの難局を乗り越えていかなければいけないというふうに思っているのが現在であります。そのことを踏まえてですね、様々なアイディアをお持ちの議員でありますので、久保議員からも利用者増加に向けたですね、色々な提案をいただければ幸いです。以上。

○3番（久保元宏議員）はい、議長。

○議長（小峯聰議長）はい、久保議員。

○3番（久保元宏議員）あの、改修費11億円の根拠が面積から試算されたものだとすれば、いわゆる新アメニティというのは11億円の外の金額だということですね、まず今の現在の30年間持った建物を維持するのに11億円かかるって、これから戦略的なことをするんであればもしかしたら1億になるのか50何億かかるのかということ、やはりここにはあの、丁寧な説明、そして町長自らのあの熱い思い、私はあの、恐らく幌新地区出身の最初で最後の町長が横山町長だと思います。で、

自分のご両親も一番近くに住まわれていますので、あの、やはりあの熱い思いを誰よりも持ってらっしゃると思いますし、そのことはあの個人的にも何回も伺ったこともありますんで、2年目を終えようとしている町長自身が2年やってきて大きな目標を掲げる時期にきてるんではないかと思います。ですからその時にこの11億円というところを、根拠というのは実は11億円プラスアルファのまだ提示されてないこの幻のというか、これから出されるはずのエックス億円のその値段の使い方をきちんと自然学校、体験学校も含めてどこまで提示するかということが試されていると思います。まああの相手の話も出たんで、今日はあの金子代監も愛読されてる日本経済新聞の社説に民間の、あの、観光会社のエアビーのことが書いてありました。で、これはコロナ禍で厳しいのだけれどかなりあの、この、ホテル業界の会社が頑張っているということで、ま、当たり前のことなんですよね、3つ書いてありました。ネット活用が1つ、2つ目が徹底した感染対策、3つ目は大胆なコスト削減、ま、当然ですね、で、観光業に共通する課題をこれを普通に乗り切っていけば非常にこのエアビーというところが結果を出していると、で、同時に地方に今特化して、あの、ホテル業界が伸びているということで、地方に多くの空き家を抱えている日本では宅建業者の、民間宅建業者を上手に利用して、観光と地方再生の担い手としてこのエアビーというのがワーケーションの根拠を社会的な意義があると、ワーケーションというのも既に我々の議論の中で赤井課長のほうからキーワードが出てきますので、色んなところで既にあの、ツールが揃ってると思います。そしてその一方で町長も悩んでるところだと思うんですが、ほたる研究会が今解散の危機にあっております。12月22日に役員会がこれから開かれて、恐らくそこで発展的解消、若しくは蛻の育成の断念をあることも伺っています。で、この長期的な視野に立ってないからこそどっかでせっかくあるコンテンツがバラバラになってしまっている、これはあの町長の前の時代からも沼田町はそうであったということが結構あると思います。お隣の秩父別は「ちっくる」に関する周辺事業2年かけて大きな金額で投資して、そして「ゆう&ゆ」にうまい具合に結び付けたということ、で、北竜町が温泉が改修は終わったんですが今度は更に14億円をかけてひまわりの里の事業の議論に入ってます。で、我々はそこから比べたら5年10年遅れてるような感じがします。その間に30年間、30年経った古い施設だけがゴロンと残ってて、指定管理者、会社のホテル経営能力が大丈夫なんかなっていうような心配まで我々素人が持つようなことになってきていると思います。やはりここはあの冒頭に言ったようにほたる館をヒット商品にすると、我々が煎餅作ったりあの饅頭作ったり色々頑張って町長に提案するように、町長自身は3,000人のリーダーとしてほたる館というヒット商品を世界に向けてアピールするということが必要だと思います。その時になぜそれがうまい具合にやってなかつたか、やっぱり畠地さんの言

葉で言えば条例の根拠がない、で、例えば去年の6月20日に発表なった第6次沼田町総合計画実施計画にもほたる館のことは謳われています、で、観光振興を推進するために国内観光客だけでなくインバウンド観光誘致の検討推進が必要となっていますと書いてありますけれど、で、既に畠地さんが指摘したように条例の中には国際交流というのが謳われてます。国際交流センター、スコーレと謳われてるのであればこのようなことはどこの町よりも率先して沼田町が30年前にやつとくべきだったのに、それがされてない、ですから条例を軽視しては言いませんけれど、どこかできちんと先輩たちが培ったもの、町長のアイディアを結び付けて前に進めていくような事業が必要だと思います。14億円にプラスアルファのことに対する町長の思いと、で、それを提示していくためにこれからどのような準備をするかということを2つ伺いたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい、議長。

○議長（小峯聰議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）施設の在り方での11億円、で、あれはある、とかく具体的なね、細部が煮詰まっている段階で、ま、数字を出すのはいかがかなものかなというふうには思います。ただ、やはり議論をしていく上では数字を出してね、整理をしていかなければいけないと思いますし、これがその本当に改修だけでそこまでかかるのかというと私はそこまでかかりないんじゃないかなというふうには思っています。ですのでそのプラスアルファになるのかそこら辺の状況についてはね、あのいわゆるこれから方向性をね、本当にあの規模でそのまま継続すべきなのかどうかということも当然議論しなきやいけないというふうに思ってますんで、そのことを踏まえて整理をしていきたいというふうに思います。で、いずれにしても何らかのそのほたる館独自のね、その色を出す、その環境は作っていかなければいけないだろうというふうに思います。で、今後その、これからの対策に関してでありますけども、いわゆるその自然学校的なそういう環境での利用促進策もそうですし、いわゆる、ま、これも来年度予算の中で色々と議論をいただきたいというふうに思いますが、ほたる学習館をベースにしながらですね、いわゆるそのワーケーション的なそういう新たな働き方などの創出もここをベースにしながらPRをしていきたいというふうに思っているところであります。で、それ以上にやはり本体のですね、運営状況をやはり上げていかなければいけないというふうに思います。ま、この環境下の中でありながら、大手宿泊会社ですね、そこでのその、いち早くその地域の色を出しながら人を呼び起こして素晴らしい経営をしているというふうに事あるごとに出ておりますけども、いわゆるその地域のそのカラーを出しつつも先程もあったようにコロナ禍におけるその対策というものも必要ですし、私はそれ以上何よりもそのおもてなしというものをやはり最大限出せるその環境を作っていくというのが

やはり必要な状況であろうというふうに思いますので、この点については運営側のこともですね、十二分調整しながら1日も早く上げられるようにね、上げられなければ中々施設整備というのは非常に厳しい状況になるかと思いますので、今のご指摘のあるように右肩下がりではいかんというそのご意見を真摯に受け入れながらですね、施設運営者と改めて次に向かっていきたいというふうに思います。以上です。

○3番（久保元宏議員）はい、議長。

○議長（小峯聰議長）はい、久保議員。

○3番（久保元宏議員）あの、今回の私の一般質問で、あの、町長も私もほたる館の重要さと、ま、全国から人を呼べる素材であるっていうことは認識は共有しているということは分かりました。ただ、その一方での自然学校含む総合計画がかなりあやふやであり、新アメニティに関してはまだまだ計画的に考えるより更に一步手前以上の段階のような感じもします。やはり11億円が根拠があるということはそれにプラスどのような魅力的なものにするかということなんですね、素材が素晴らしい、よくお湯は良いとか云々ということも僕も、私も子供の時から感じておりますが、その素材がどう料理するか、その料理がまさしくアメニティの部分だと思います。素材に関して11億円かけるんだったらその料理経費をこれ位かけますよと、で、それに取り組むとおっしゃいましたけれど、2022年にもうシダックスとの契約が終わって、2023年から11億円の投資が始まるとなれば、シダックス以外の選択肢がもし仮にあったとすれば、もう今年度中から実はある程度の目鼻立ちを付けていや沼田町にこんな素晴らしい素材があるんだというアピールをして横浜までとは言いませんが我よ我よと手を上げてくれるようなそれこそエアビーのような方が出てくるような町にしなければいけないと思ってます。実際町長は企業誘致その他での積極的に動いて効果も出していますので、そのことについて経験があるので、そこはあの強く訴えたいと思います。あつという間に2022年は来ますのに、11億円プラスアルファ、エックス億円についての計画が全く手つかずだというのはあまりに寂しい、で、それとあのアイディアを言えと言ったからってわけじゃないんですけども、先般あのあつまる塾の議論をさせてもらった時に、あるまる塾に関して5つ程言ったんですけど、その中で殆どの方が今町長と話することに合致したので、とりあえず言います。1つは町民の日常のアメニティなのか、町外からの非日常のアメニティなのかと、毎日お風呂に入って來てる人のための施設なのか、5年に1回だけ美味しいもの食べにくる人たちの施設なのか、そこがどうもあやふやなので、ほたる館も中途半端なことになってますし、今作ってるコンパクトエコタウンも中々方向性が定まんない。2つ目は町外町内の公共施設の動線、ここに関してはきちんと積極的に取り組むべきだと思います。で、3つ目は情報発信力あるキーパーソンと長期の交渉が必要なんではないかと、で、我々沼田町は山

崎亮さんと甘くも酸っぱい経験がありますけれど、北竜町は先程の14億円に関しては隈研吾さんのデザインを更に引き続き使って、ランドマークも作るというところの議論を始めてます。ある程度田舎にある私たちは全国ネームバリュー、世界ネームバリューの方を取り込んで、その方を廣告塔としてほたる館に人を呼ぶ、私はあのシダックスがそのものがそうだと思って期待してました。で、道場六三郎さんの講演会にも食事も行きましたし、今も道場六三郎先生の色紙が貼ってあるのも見ていますが、道場六三郎さんの料理は全くメニューに入っていますし、その後全くシダックス自体のカラオケを含めた情報発信能力はありません。で、この3つのことに対しての町長の考えを最後に伺って質問を終わりたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聰議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）いわゆるアメニティ、魅力をどこにするかっていう話の質問だったかと思いますが、その私が思うにはですね、とかく営業施設である以上リピート率の向上を図らなきやいけないというふうに思っています。ですので、その地域密着型のその企画というのかな、ここでしかその、ここでしか体験ができないそんな環境はやはり作り出す、非日常というものはやっぱし重要視すべきなんだろうなというふうに私は思っています。あくまでも私の私見です。それから、ま、町内町外のその動線について、動線について、（○3番（久保元宏議員）遠い所にありますからね、ほたる館）ただ、これもい今ほど言うように、その、いわゆる非日常的なその環境を求めてる人、私は呼び込めれるようなそんな環境を作るべきだと思ってます。ま、ただこれはね、先程からの常連ではないんですけども、我が町の町民の憩いの場である、ですからそこは外すわけにはいきませんけども、しかし、全国からその人を呼べるその環境はそこにはあるはずだというふうに思いますので、この点については先程の1番目と同じように非日常的なね、その環境を是非、大々的に私は売り込むべきだと思っています。それからキーパーソンとの懇談、まさにシダックスさんは全国的な企業ですのでね、そういう部分でのその全国から誘客できるその環境は私も今でも期待しているところでありますし、今ほど質問があったように、やはり食、そこはあの結果として入れ込みがね、弱くなってきてている部分に繋がってる可能性があるというふうに思うので、そこは改めて指定管理者を受けている企業とね、調整をさせてもらって、今まさに道場六三郎さんのその話もありましたので、その点も踏まえて要請をし、食を更に充実してもらうそんな環境もちょっと考えていいきたいと思います。以上です。

○3番（久保元宏議員）終わります。

○議長（小峯聰議長）はい、ここで休憩を取りたいと思います。14時45分まで休憩と致します。

14時44分 再開

(一般質問)

○議長（小峯聰議長） それでは再開いたします。議席番号6番。伊藤議員。日本一を目指す加工用トマトの将来について質問して下さい。

○6番（伊藤淳議員） 6番、伊藤です。日本一を目指す加工用トマトの将来についてということで質問致します。

第3回の定例会におきまして、沼田町農産加工場設置条例の改正が決議され、その後次年度に向けた指定管理者の公募を行ない、今定例会におきまして選定されました指定管理者の議案が上程される予定になってございます。農産加工場につきましては、長きに渡り加工用トマトを中心に町が運営を行ってきた訳でありますけれども、指定管理者へ用務を引き継ぐ形となり、締めの年になろうかと思ひますので、新しく運営して頂く指定管理者には大きく期待するところでもございます。加工用トマトにつきましては、沼田町の特産物として町長の強い思いを感じるところでもございますし、以前より産地として日本一を目指していきたいと公言をされております。私もその可能性に向けて協力をして行きたいと思っているところでございますが、その現実に向けては、実現に向けましては良質で美味しい、健康に繋がるという事は勿論でございますけれども、内外に日本一として示していくためには、やはり作付面積の拡大と、それに伴う収穫量の増大が必須であるというふうに考えてございます。作付奨励で町独自の対策も行っているところではありますが、新たな生産者の確保にも苦労されているところだというふうに思ってございますし、今後の課題ではないかなというふうに思っております。実現に向けた方向性を何点か質問をさせて頂きたいと思います。

まず1つ目でございますけれども、指定管理者がですね、年間の計画を立てながら運営されるのは勿論でありますけれども、将来計画を立てながら日本一の生産を目指すためには、面積や収穫量の数値目標を持ち、将来の計画を立てながら実行し、前に進めることが必要と思いますが町長の考えを伺いたいというふうに思ってございます。

2つ目でございますけれども、現在の収穫作業は腰をかがめて、手もぎで行ない、1つ約20キロのコンテナを収穫量に応じて加工場まで運ぶという作業となってございます。雨の日には長靴も作業着も泥にまみれながら、また晴れた日には汗まみれになりながらという事で、機械化が進む現代において大変重労働であります。生産の拡大には、労働の軽減、作業の効率化からも機械による収穫は欠かせないと思いますが機械収穫に対する考え方をお伺いをさして頂きます。

3つ目でございますけれども、今年の生産量は町が目標とする310tを上回り、生産組合の皆様に感謝を申し上げるところではございますが、収穫最盛期には生産者がトマトを出荷しに行くと、荷受け場の周りは数日前からの処理しきれないトマトが山積みになっている状況がありました。例えば、下屋などで直接日に当たらないようとするだとか、処理能力を上げるなどの対策に向けて機械収穫等々の対応もううでございますが、今後収穫量が増えていった時の手立てとして施設の増設などの設備投資は考えられるのか伺いたいと思います。

4つ目でございますけれども、通告書には新たな栽培技術というふうに記載してございますが、例えば「イズワン」という栽培技術があります。これは町長もご存知のとおり、水稻育苗ハウスを田植え後の遊休期間に有効活用するものでございます。なぜ、水稻の育苗ハウスが遊休地になるかということは、水稻育苗の残留農薬からですね、他の作物を栽培する事が出来ないからであります。その対策として、育苗ハウスを水稻だけでなく他の作物にも流用できる。そこにはですね、発泡スチロールを設置し、土を詰め、灌水と液肥による栽培方法がそのイズワンというものであります。これは生食トマト。普通にそのまま食べるトマトが今は主でありますけれども、また材料費ですか、灌水に係わるですね初期投資も必要となってきた所ではございますけれども、この技術は全農がJA全農が開発して道内ではホクレンが技術提供し、徐々にではありますけれども全国的に広がりを見せているというものでございます。

この技術でですね一部卸先ですか販売先では、栽培方法に土耕栽培にならないというような厳格がありまして、まあ溶液栽培のようなこのイズワンのような新しい栽培技術の取組みは本町では難しいというふうにされてきました。今後ですね、こういった、例えば指定管理者などの新たな工場請負者の販売方針と合致せずですね、日本一を目指していく上で、生産拡大の障害とならないのかという事で伺いを致します。

最後にではありますけれども、沼田町の特産物として加工用トマトを利用した商品でありますけれども、もう一方で雪利用っていうものやっぱり沼田町の特色であります。加工前のトマトをですね、夏場に雪保管みたけどもなかなか活用するまでに至らなかつたというような話も伺ったことがございます。1次加工したピュレですか、トマトジュースの原料をですね雪保管等をして食味検査ですか成分分析などで実施した経緯はあるのか伺いたいと思います。この5つの点について、ご答弁をお願い致します。

○議長（小峯聰議長） はい、沼田町長。

○町長（横山茂町長） はい、伊藤議員さんのご質問にお答えしたいと思います。前段頂いたのは4項目だったと思いますけれども、あのう差し当たり、ご報告させて

頂いて、不足しておきましたら又、お願いします。はい。

それで、まずはですね、今年の状況という事で、夏の旬の受け入れにつきましては、行政報告にも報告させて頂きましたけれども 314t という事で、新工場が出来てからですね、平成26年からやっと目標を達成する事が出来ました。これも生産者の皆様のご協力があつてのものという事で、この場をお借りして御礼を申し上げる次第であります。で、生食も入れますとトータルで 382t という事ですので、本当に多くのトマトを出荷頂きまして本当に感謝を申し上げる次第であります。

まずはですね伊藤議員からのご質問の、1点目、機械収穫は欠かせない要件である。いわゆるその、今後拡大していく上では機械収穫も考えるべきではなかろうかという点と、それから新たな栽培技術が指定管理者の販売方法と合致せず、生産拡大の障害とならないかという点、関連しますので、これについては一緒にご報告したいと思いますけれども、収穫における負担軽減が重要であるっていうのは当然の事かと思います。で、指定管理の方もですね、町がトマト生産組合の事務局を担っていくという事で、その点についてはそれぞれにご説明をさせて頂いておりましそうに思います。ですので生産者と、それから指定管理者とも協議しながらですね、機械収穫導入の可能性については、栽培品種。現状の品種では当然難しいというふうにいわれておりますので、栽培品種の選定も含めて検討を行うという事で、改良普及センターなどの関係機関と共にですね、指導の下、適切な肥培管理あるいは疫病被害軽減に取り組み生産者さんの所得向上に繋がることを目指して考えていきたいというふうに思っています。

それから現状今の加工用トマトの生産状況ですが、特に本州は温暖化の影響がもろに受けている状況で、愛知の方ですとか、長野ですとか、とにかく大変な状況であるというふうな報告を聞いております。ですので更に北海道の方に期待が高まっているのは事実であります。ですので、作付拡大を図る上でですね、北海道の中でも本町がリーダーシップを取りながらですね、一大産地化を目指して行くという、その思いを入れてですね、ここでは仮称としておりますが「北海道加工用トマト拡大協議会」なる組織をですね、設立する方向で関係機関に働きかけを行ないながらですね、本町が中心的役割を担えるような、そんな行動をとって参りたいというふうに思っております。

それから2つ目の質問であります、いわゆる生産量が増えることにより工場の受入れ能力が不足する事による設備投資などは考えられないかということであります。この点につきましては、現在のその施設の受入れ整備計画では、受入数量を 350t というふうに設定をしている所であります。出荷状況に応じて1日の操業時間をですね、延長したり或いは休日対応をしたりして製造を行ってきてるのが実情

であります。今後の生産拡大の状況に応じて人材の確保と、それから施設の整備について指定管理者と情報を密にしながらですね検討して参りたいというふうに考えております。

それから4点目のご質問ですが、加工用トマトを1次加工し、雪貯蔵など食味の向上など付加価値をつけて製品を作ることの研究実績はあるのかという事であります。1次加工製品の雪貯蔵についてはですね、実績はありません。で、過去にはその貯蔵実験、まあ貯蔵の試験ですね。いわゆる原料がどの程度その、貯蔵できるかというそういう試験は行っていたんですが、その更に一步進んだ調査については、ちょっと踏み込んでいない状況であります。製品の付加価値化の可能性を高めるためにですね、今後関係機関といろいろと調整をしながら、アドバイスをもらいながらですね、検討して参りたいというふうに思っているところです。

それと、先ほどのウイズワン。いわゆる温床のハウスなど、そういう点の質問だったでしょうかね。この点については、多分品種が変わってきますので、その事を重視しながらも、いかに生産拡大を図っていくかという事を考えれば、新たなハウスの投資等もなくスペースを確保出来て、尚且つこのウイズワンという手法をですね、それを取り入れて栽培出来ることにより拡大をする。出来る可能性が十二分にあるんではないかなというふうにも思っているところであります。ですので、その点を踏まえて、今年農場の方はですね、ミニトマトの栽培なども実験をしてみたところですので、その事を踏まえてそういう手法なども我が町で対応できるのかどうかという、そういう調査的なものは考えていくべきなのかなというふうに思います。以上です。

○議長（小峯聰議長）はい、伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）あのうハウス栽培に関して言えばですね、今その、実際育苗ハウス先ほど言いましたように、そのあと有効活用が、なかなか今の現状では難しい中で、そのウイズワンという技術であればですね、既存の水稻育苗ハウス。ビニールも張ってあって、その後、田植えが終わった後にですね、有効的に使用する事が出来る。またですね、話を伺いますと収量も安定するし、病気にも強いというような、まあ鷹栖町さんなんかでもやられているようではございますけれども、そういった強みもあるというような事も伺ってございます。そういう意味で、今のその今後の稻作とちょっと絡めてお話しさせて頂きますけれども、令和3年に支払われる今年生産した米の追加払いもですね来年度は見込めず、また来年度産は1俵単価も下がるというような事は避けられないかなと思ってます。仮に沼田町の米の生産量を2万俵と仮定しますと、1俵当たり1,000円下がると、町全体では2億円の農業総収入の減少となると、そういう意味で、これらをですね全部で加工用トマトで補うというのは現実味ではありませんけれども、この水田地帯の転作。特

に沼田町の新興作物として、米価の変動に強い、こういった取り組みとしてですね、有効性は高いんだろうなというふうに思っております。現在の加工用トマトの産地交付金は、反当り 61,400 円。それから加工用トマトの売り上げはですね、仮に反当り 30 万円だとしますと、米の売り上げが約現在ですと 13 万円から 15 万円という事でございますけれども、こういった部分ででもですね、生産費を差し引きましても米作以上の収入となりですね、十分な農業所得に代替できるのかなというふうに思っております。

また加えて言えばですね、例えばそのブロックリーですかミニトマトのような、まあ今農協が中心になって出荷した場合ですね、そういった選果料ですか、それから梱包代、輸送料の類。そういうたものはですね、売り上げの約半分近くを占める訳であります。そういうた意味では、現在トマト生産組合の方では、今の形の中ではそういうた経費が掛かっていないと、組合に対する負担金はありますけれども、そういうた意味では経済的にもですね、こういった魅力ある作物が沼田町の特産物として利用できる訳でありますから、生産面積の拡大それから収穫量の増大を、先ほど 5 つの内、4 つっていう話しがありましたけれども、計画の関係ですね、そういうた計画を立てて町の考え方を、方向性を示していくのがいいのじゃないかなというふうに思ってございます。まあこの計画、複数年に、将来に渡っての計画をですね、指定管理者と別にですね、町として示していく方向性をですね、町長にお伺いさせて頂きたいと思いますし、またこのような計画にはですね、町だけではなくて JA なんかともですね、協力関係を持ちながら先ほど北海道、ちょっと名前、聞き取れなかつたんですけども、トマトの拡大の協議会等々のお話しございますけれども、そういうた意味でも JA との協力関係を持ちながら将来的には JA 北いぶきでもですね、加工用トマト栽培に取り組んでいただけるように、そして沼田町の農産加工場で商品化していくというようなね、考えもあっても良いのではないかなというふうに思いますけれども、その点についてもお伺いさせて頂きたいと思います。

ちょっと話し長くなつて大変申し訳ないんですけども、現在の先ほど指定管理者と密にしながら施設の増強ですか、関係についてというお話しございましたけれども、現在の農産加工場で 24 時間操業ですか、処理能力を上げることは可能かもしれませんけれども、作業者の負担ですか、人材の確保の面からですね、なかなか厳しいものかなというふうに思ってございます。また、畑から持ち込まれたトマトの土などを洗い流す。そのために洗浄機にかける訳ですけれども、その方法はですね、20 キロのコンテナを作業員の方が持ち上げて、それをひっくり返して洗浄機に投入するというような仕組みではないかなと思ってございます。これをですね、今で 300 t 以上。それから日本一を目指すということになれば、途方もないそういうた数量を人の手でですね、処理していかなければいけないという事で、今ま

でこの作業ですね、腰を痛めるだとか、そういう方もおられたんではないかなというふうに聞いておりますけれども、そういった事の機械化を図っていくことも今後必要ではないかと思いますので、この点についてもお伺いをさせて頂きたいと思います。

まあ機械収穫となりますと、一度に大量の収穫となりまして、受入れの方は過剰となってですね、現在の受入れ体制では不可能に近いと思う訳ですけれども、例えばの話ですけれども、手もぎは現在の栽培方法で、先ほど話しさせて頂いたハウス栽培ですか、機械収穫は別々に受け入れる。そんな事が出来れば、私は、出来てですね、原材料を確保していくという事が望ましいと思う訳でありますけども、今の体制ではかなり厳しいかなというふうに思ってございます。

まあ今行える事としましたら、そういう意味では、機械収穫の技術を確保する。これは中央農試ですか、普及センター、花野菜センター等ですね、沼田町で機械収穫の試験を行った経緯もございますし、それからまあ、固有名詞は出しませんけれども、大手のトマトジュース会社ではですね、品種は違うといえどもですね、機械収穫の実績を沼田町でもあげております。反当たりの収穫量は今年日本一になったというような事も伺っております。そういう意味でもですね、こういった新しい技術。それから栽培方法、研究をしながら第2工場。先ほどの分別を出来るような意味でも、第2工場を建設するというような将来の展望に備えるべきだというふうに思いますけれども、その点についても伺いたいと思います。4点ほどあったかと思いますけれども、3点か4点だったかと思いますけれども、ご答弁の程よろしくお願ひいたします。

○議長（小峯聰議長）町長。

○町長（横山茂町長）ええと、3点だと思います。まあ一つにはですね、日本一の産地づくりに向けて、町の考え方をやはり整理すべきだというご質問だったかと思われます。正に言葉だけではね、やはり浸透、実行できる部分も少ないかというふうに思いますので、ここは今後の農業という視点も見据えて、やはりJA北いぶきにもですね、何らかの形でご支援を頂く、そんな環境も含めて計画作りというよりは先ほど言うように、加工用トマトのその拡大協議会なる、そういう機関をですね、設立できるように後押しというか、進めて行きたいなというふうに思っています。ですので生産者の皆様方も、参画を頂き普及センターや加工メーカーですとかね、当然行政も仕切りながらJAなども参画をしてもらい、新たな産地形成の地域として、この地域がね、日本一の産地づくりというふうに言えるような、そんな形を目指して取り組んで行きたいなというふうに思います。

それから具体的な受入れ行程の、いわゆる機械化、効率化ですね、この点については更に増えていく事によって更なる負担が増すというふうなご指摘であります

でね、この点はどういうふうな形で整理ができるのかあれですけども、今受入れて頂ける企業さんとも調整を進めて行きたいというふうに思いますし、我が町から機械化による収穫で日本一の表彰というのは私も伺っておりましたし、誠におめでたい限りであります。ですので、その事を踏まえて様々な産地形成としてね、今後も位置付けできるような、そんな状況を視野に入れて取り組んでいければなというふうに思いますが、ただ、第2工場というのは、やはり具体的な状況が見えない投資するべきものではないというふうに思いますので、改めてここは今後の状況を踏まえながらですね、少なくとも更なる生産拡大が確実な物でという状況が見えだした時には必要性は出てくるのかなというふうに思いますので、この点は改めて今後、詰めていければなというふうに思います。以上です。

○議長（小峯聰議長）はい、伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）ありがとうございます。今の第2工場の話につきましては、私も今の栽培技術、それから機械収穫が本格的でない内にですね、今すぐどうこうなるというような思いはしておりませんけれども、将来的に日本一を町長が目指していくんだというような強い思いの中ですね、それらを実現していくようなスローガンといいますか、そういった思いをですね、生産者並びに町民の皆さんに示して頂ければなというふうに思ってございます。

それから雪の利用に関して、1点質問させて頂きたいと思いますけれども、先ほど原材料の保管については雪利用した事ありますというようなお話し伺いましたけれども、例えば私は本当に、沼田町の雪利用というのもっともっと活用して行くべきなんだろうなというように思っています。そういった上で、今、雪中米ですか雪中蕎麦ですか、そういった雪中と名の付く商品もある訳ですけれども、例えばこれを雪中トマトジュースですか、雪中ケチャップですか、そういった雪中シリーズなんかもですね、1つ作っていきながら、またそれらをですね、ふるさと納税の返礼品なんかに強くアピールしていくような事も必要でないかなと思ってございますし、又この加工用トマトにつきましては、本当に可能性がある商品、物だというふうに思っています。まあこのコロナ禍ではありますけれども、一つには農業所得対策。それから工場、稼働が大きくなればですね、雇用対策。それに伴った移住定住。それから沼田町の特産物の独自の特産物の確立。それから、ふるさと納税に使える。本当に、良い事ばっかりじゃないかなというふうに思ってございますので、それに向けた町長の強いメッセージを最後にお伺いして質問を終わりたいと思います。

○議長（小峯聰議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）えーとですね、具体的な事についてはあれですけども、雪中シリーズについてはですね、是非とも広めていきたいなというふうに思います。特

に、ケチャップですか、あるいはソース。そういう部分については、各家庭で毎日のように使われる、そういう素材ですので、そういうもので広めていければなというふうに思ってます。で、トマト生産による日本一を目指す上で、今ほどありましたように農業所得向上から始まり雇用創出もあり、移住定住にも繋がり、町づくりにとって非常に大きなその、原動力となる可能性があると私も思っておりますので、ここは是非具体的な生産拡大というのもベースにしつつ、それから北海道をリードして行けられるような、そんな拡大協議会を作りたいと思いますし、更には消費の販売も具体的にアイテムを増やせるようなそんな環境も作りたい。尚且つ、このトマトというもので我が町をPR出来るような、そんな環境も具体的に取り組みながら名実ともに日本一の生産地という、簡単ではないと思いますけどね、それに向かって頑張っていきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（小峯聰議長） 続いて議席5番、篠原議員。コロナ禍を乗り越えるためにやるべきことは何かについて質問して下さい。

○5番（篠原暁議員） 5番、篠原暁です。新型コロナ感染症の拡大は未だ終息を見ることが出来ず、これからもそれと戦いが続いているかなというふうに思いますけれども、そこで改めて、このコロナ禍を乗り越えるためにやるべきことは何なのかという事で町長にお伺いしたいと思います。

今年1月辺りから始まった、突然降りかかってきたコロナ禍に立ち向かうために、日本の国以下、沼田町でも感染予防対策を始め、落ち込んだ経済の支援策などにも積極的に、精力的に取り組んできていますけども、その中で沼田町独自の非常に有効な対策も打たれてきたというふうに理解をしています。

で、これまでの議会の中で、いくつかこれも議論をされてきましたけれども、私の方でも一般質問で取り上げさせて頂いてきましたけれども、町長は限られた予算の中で何をまず優先して行うのかと、優先度の高いものから取り組んでいくべきではないかという事を答弁の中でも再三おっしゃっています。ただ、その結果、これまで取り組んできたいろいろな施策の中には、私自身の個人的な評価としては、若干ちょっと疑問があるような、そんなふうに感じるものも無かった訳では無いんですけども、その施策の優先度。町長の中での優先度を決めるときの基準というのが、想像するに地域経済を維持するということに重点を置いていたのが、1つの結果なのではないかなというふうに思っている訳ですけども、勿論私自身も地域の経済が衰退していくても、この状況下ではやむを得ないというような乱暴な事を言うつもりは毛頭ありませんけれども、私としては町民が安心して、まず町民が安心して生活できるための対策を優先していくべきではないかというふうに前回の中でも質問させて頂いています。で、今般、国による行われて来たGOTOキャンペーン

トラブルや、その他のいろいろな施策がここに来て中止をせざるを得なくなると、一旦停止をせざるを得なくなるというような、ある意味若干失敗になりかかっているんではないかなという事態を招いている訳ですけれども、やはり経済の回復を優先させたために、人が積極的に動くということから、感染の拡大を招いていったのではないかという事は、感染症の専門家なども発言をしている訳ですけれども、今私たちが直面しているは、単に経済を回復させるという問題ではなくって、過去にあったリーマンショックだとかというような経済が非常に落ち込んだそういう事態からどう立ち上がるかというような問題とは、また性質が大きく違っているというふうに思う訳ですけれども、この感染症の拡大をどうやって抑え込むのかということがやはり最大の課題なのではないかなと思っています。一見回り道のように見える訳ですけれども、感染拡大を抑え込む事によって、結果的には地域の経済も活性化して、まあ安心して人が動けるようになるということがあるのでないかなというふうに思います。まあ、そういう点において考えた時に、今後も引き続きまだこれから、いろいろな対策を打ついかなければならないというふうに思いますが、その点で改めて今後も行われるというコロナ対策についての町長の考えをまず、お聞きしたいというふうに思っています。それから次に、これも今後の対策の中での可能性という事について以下、具体的に4点項目を挙げてお聞きしたいと思います。

1つはまず、役場庁舎内の安全環境の問題ですけれども、これは「ふれあい」とか教育委員会の「ゆめっくる」とかも含めてという事ですけれども、今来庁者と職員の間のカウンターにはパーテイションとして、アクリル板が設置されていますけれども、内部の職員のデスクの間には多分、今現在未だ何も無いのかなというふうに思いますが、やはり職員の皆さん的安全を確保するという観点から考えた時に、そこにもパーテーションがあっても良いのではないかなというふうに考えていますけれども如何でしょうか。

2点目、国の特別定額給付金事業。いわゆる全町民に一律に10万円を給付したという事業がありましたけれども、その制度、国の制度から漏れた4月27日以降に生まれた新生児に対する給付として町独自に特別給付金という事で同じく保護者に対して10万円を給付するという事業がありましたけれども、その期限がこの令和2年度ということになっていたかなというように思います。で、冒頭申し上げたように新型コロナの感染は、まだまだ来年になって夏ぐらいにようやくワクチンの使用が始まるのかなというような状況も言われていますけど、まだまだこの先長い戦い、取り組みが続いて行くのかなというふうに思いますので、次年度、令和3年度にもこの事業をですね、引き続き継続する事は出来ないのかという事をお聞きします。

3点目、今年度も今、高齢者等福祉対策灯油という事で、その主旨としてはコロナの影響で、自宅に居ることが多くなる中で灯油の消費も増えるという事が懸念されているというふうに説明されていますけれども、勿論それは本当に切実な問題で大変重要な事だと思っていますけれども、一方でですね家に居て灯油をいつもよりも沢山焚かなければならぬのは、どの世帯でも同じ状況になる訳ですけれども、例えば、今年限りの事として今の現制度よりも、もう少し幅を広げた灯油に対する補助というの出来ないのかという事をお聞きしたいと思います。

最後4点目、医療・介護の現場。職員や皆さん本当に、正に文字通り自らの命を削って国民の安全のために働いて下さっているということで感謝に耐えない訳ですけれども。これに対する慰労金という事がありました。そしてこれ私、以前の一般質問で取り上げさせて頂きましたけれども、同じように児童福祉や社会福祉の職場で働く方にも慰労金をということで、これは実現して頂いたのではないかというところですけれども、もう一つ取り残されていたかなと思ったのは衛生環境の維持という事で、私達も日頃陰ながらお世話になっているのかなと思うんですけども、ここで役場庁舎の掃除をして下さっている方、施設管理の方等についてはやはりこの間、非常に労働負担が増えて過重になってきているのでは無いかなと。同じ事は学校でもやっぱり先生方は生徒が下校したあと、消毒等の業務も増えて非常に荷重になってきているのではないかなと思うんですけども、そういう所にも何がしかの慰労金という事は考えられないのかという事で加えて4点お聞きしたいと思いますので、お願ひします。

○議長（小峯聰議長） はい、町長。

○町長（横山茂町長） はい、篠原議員への質問に御回答したいというふうに思いますが、前段ちょっと気になるご発言もあったんで、施策の中には若干疑問符が付く物もあるというのは議員の立場でそういうふうに言われているのかちょっと分かりませんが、言い換れば感染予防もしないで経済対策をやっているのかっていう、そういう主旨のご発言なんだろうかと非常に遺憾であると私は思います。

で、ご質問のあった内容について回答したいというふうに思いますが、新型コロナウイルスについては、今現状としては、この近隣の旭川も含めクラスターが発生している状況で、我が町としてもですね、より一層の危機感を持って感染予防対策に取り組んでいるところであります。

感染症対策として、まず1番に考えなければいけないのは、「町民の命を守る」ということは以前からも申してきたつもりでありますし、これからも変わつつもりはありません。ですので、地域のその経済あるいは町民の生活を守る。その事も、当然な重要な施策であろうというふうに思っているところであります。

コロナ対策に関しては、感染防止それから予防対策。町民の生活、更に経済、雇

用の維持というものを、様々な面から対応を実施して來たつもりでありますし、優先順位というよりはですね、我が町のその現状、その時の現状を見ながら、あるいは国内・道内の状況を見ながらですね、今我々が何をすべきなのかという点を考えながら対策をしてきたつもりでありますので、その点ご理解を頂きたいというように思います。

で、1点目の質問であります、デスク間。庁舎内の職員のデスク間についてのアクリル板についてであります。この点については、現状までもいろいろな予防対策は進めているところであります。マスク着用、テーブル消毒。それから机等の消毒も定期的に行ない、更に現状では庁舎内の換気もですね定期的に行っているところであります。状況としてはまだまだ終息の目途が全然つかない。そんな状況でありますので、職員デスクのアクリル板については検討していきたいなというふうに思っているところであります。

それから2点目の特別給付金。新生児への特別給付金でありますけども、いわゆる出産祝金ですね、この点につきましては、来年度令和3年度予算に向けてですね、前向きに検討していきたいなというふうに思ってます。

それから3点目の高齢者灯油の助成についての、いわゆる拡大をして考えてはどうかという点でありますけども、灯油助成については基本的に制度化されているもので、支給対象者を所得割の課税がされていない世帯の内、高齢者の世帯、それから重度身体障害者が生計の主としている世帯、それから就学前の子を養育している母子あるいは父子世帯、それと生活保護世帯というふうに道の補助支援をもらいながらですね、福祉施策として実施しているものであります。その予算につきましては、この後の補正予算の提案でさせて頂いているところでありますので、福祉灯油事業として全世帯にとのご質問であります、これは経済的負担軽減のための灯油助成としては、補助制度上行えませんので、灯油助成に限定せず感染症の影響による経済対策を目的とした対応策を全町民に対してですね、講じて参りたいというふうに考えておりますので、この後の補正予算に提案させて頂いておりますので、ご理解を願えればというふうに思います。

それから4点目の施設管理等への慰労金についてという事であります、これについては、医療・福祉等の職場で働く方々への慰労金について、その対応に追われている現場の方たちに対する危険手当という意味合いも込めてですね、支給されているところでありますし、これとは別に本町では独自事業として、町内の児童福祉施設等への職員に対しても、この7月の臨時会で議決を頂き慰労金という形で支給をさせて頂いたところであります。

まあご質問には、その施設管理あるいは学校への慰労金をということでございましたが、現在庁舎の施設管理につきましては、業者に委託をさせて頂いておりまし

て、現状を見ますとコロナに伴う、コロナ禍に伴う消毒作業、清掃作業という物は一緒に実施して頂いておりますので、業務としては当然増えているのかなというふうに思いますが、確認の中ではその労働時間は増加している状況ではないというふうに聞いておりましても、学校につきましても学校の勤務時間内でそれぞれ対応しているという状況であることから、現状としては慰労金の支給としては考えていないという事でご理解を頂ければと思います。以上です。

○議長（小峯聰議長）はい、篠原議員。

○5番（篠原暁議員）まず冒頭に、町長からご指摘がありました、施策の中に疑問のつく物があったのではないかという点、ご指摘を頂きましたけれども、決して私は、町長が町民の安全を軽視して経済対策をやったのではないかというふうに言ったわけではありませんので、その点はどうかご理解を頂きたいなというふうに思いますけども、十分町長がこれまでやってきた事については評価をしているつもりです。

具体的に申し上げなかつた訳ですけども、その部分も含めて次の質問として、させて頂きたいと思いますけれども、先ほど町長が別な議員の質問の中でも使っていれた中に、公平性という言葉があつたんですけども、やはり町民に対してですね、この事が公平にいろいろな人に行き渡るのかっていう事が私も同じようにですね、1つの施策を考えていく時に優先度という言葉で町長が前の時にですね、そういうふうにおっしゃっていたというふうに私記憶しておりますので、その優先度を決める時の基準として何があつたのかなという事から、1つはじゃあ先ほどの言葉で公平性という事があつたんだろうというふうに私の方は理解した訳ですけれども、そこで、じゃあ今までの施策を見た時に、公平性が十分担保されていたんだろうかという点についてですね、ちょっと懸念を申し上げさせて頂いたというような事です。なかなかあの細かい事までは申し上げないですけども。

それで1点。3番目の、高齢者福祉灯油、ああ灯油の問題ですね。これは制度上、そういう事になっているという事は理解を致しました。それで、やはりここでも公平性っていう事をどうしてもね、考えるんですけども、多くの方が同じようにやっぱり、それだったら家も灯油少しでも何か補助してもらえた本当に助かるなっていう印象を持たれる方は多いと思うんですけども、制度的な問題という事であれば、別に新たにコロナ対策としてですね、何がしかそういう手を作ると。新たな対策としてやるっていう事もあり得るのかなというふうに思いますけれども、その辺のお考えを改めてお聞きしたいのと、それから最後の衛生管理等の、または学校等、就労時間内に業務が終わっているというお話しでしたけれども、その中でやはり、時間内に終わらせるために頑張って、相当頑張ってやっていらっしゃるんだろうという意味では業務は間違いなく増えているんだとすれば、労働負担は増えてい

るんだろうというふうに思う訳ですけども、なかなか外部に委託している業者であったりですとかという事情もありますし、お金の問題というのは解決しづらいところもあるのかと思うんですけれども、今町長の事はですね、そういう職場で働いている方にも本当に感謝の気持ちを何がどこかの機会に示して頂ければ多少なりとも、それは働いている皆さんに響いて行くのかなというふうに思いますけれども、その辺の点について加えてお聞きしたいと思います。

○議長（小峯聰議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい、まず1点目の灯油の件。新たな対策を考えられないのかという質問でよろしいですか。はい、あの福祉灯油という制度については、とにかく先ほども申したように対象者が限定されていますのでね、その事に関してはご理解を頂きたいというふうに思いますし、先ほども説明したように、いわゆる灯油助成に限定することなく、いわゆる全町民もみんな、このコロナ禍でいろんな面で支障が出ているという、そんな主旨であろうというふうに思いますし、その事を踏まえて今回のその補正提案ですね、全町民への商品券の配布をさせて頂いてですね、冬期生活支援のその支援という意味も込めて、全町民に対応して行きたいというそんな思いでおりますので、ご理解を頂ければというふうに思います。

それから慰労金に関してですが、仮にですね業務が拡大して、いわゆる作業が終わらなかった。いわゆる勤務時間に終わらなかつたという、そんな状況がもし、あるんであればですね、それは当然給与面の中で対応すべき案件だというふうに私は思いますので、その事を踏まえて改めて指示はしておきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（小峯聰議長）はい、篠原議員。

○5番（篠原暁議員）はい。まあ当然、今の勤務の問題についていえば、労働就労時間内に終わらなければ、それについての手当が発生するという事は、あるのかなと思いますけども、やっぱり慰労金という言い方をしてましたので、それは医療の人方とか、児童福祉の方とかっていう所では、就労時間内で働いていらっしゃる皆さんに感謝の気持ちを示すという事で、やっていたという事だと思いますので、なかなか同じようにはならないというのは理解しますけれども、何かの感謝の気持ちを伝える方法が無かったのかという意味で質問させて頂いたんですけども、最後にもう一回先ほど申し上げた公平性という事についてですね、もう一つ最後お聞きしたいと思っているんですけども、町が行った対策の中で、お米かもしくはトマト加工品などを全世帯に配布するという事業がありましたけれども、例えば公平性という観点で言えばこれは全部の家庭に行き渡るという意味で、非常に公平だったなど皆さんからも大変感謝されたのではないかなというふうに思ってますし、マスコミ等からもね、注目されたのかなというふうに思いますけれども、そういう意味

で考えれば、これは前回、これも私の方で質問させて頂いた件について、水道料の減免という事を取り上げさせて頂きましたけれども、これについては再三もう申し上げるつもりはもうありませんけれども、ここで出てきたのが、町長から出てきたのが優先度をもっと高いものから先に取り組まなければならぬという事だったんですけども、それでじゃあ今まで取り組んできた中で町長なりに優先度が高かったというのは、何なのかという事を改めてお伺いしておきたいなと思うんですが、それは公平性を担保するものっていう事だったんだとすれば、お米を配布するというのはそうなんんですけど、ただ、水道料を減免するというのは配布する労力もいるんですし、事務手続きも無いという点については非常にシンプルで効果があったんじゃないかなというふうに考えるんですけども、そういう単純な効果、費用対効果みたいな、そんな事だけでは量れない部分が勿論あったんだろうと思うんですけども、今後の事もありますので、今後もこういう事を一番の重点にしてコロナ対策については、取り組んで行きたいという何かお考えがあれば最後聞きたいと思います。

○議長（小峯聰議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）えーとですね、一言。町民の生活と命を守ること。それが最優先だと思います。以上です。

○議長（小峯聰議長）はい、それでは引き続き篠原議員。JR留萌本線存続は沿線自治体の連携について質問して下さい。

○5番（篠原暁議員）引き続き、JR留萌本線存続は沿線自治体の連携でという事で質問をさせて頂きます。JRの問題についてもこの間何度か、取り上げさせて頂きましたけれども、その中でも触れてきましたけれども、先ごろJR留萌本線存続問題に対して、留萌市長が留萌市から沼田町までの部分廃止を容認するというふうに態度を転換したために事態は急展開をみせているのではないかというふうに考えておりますけれども、私自身の考えとしては、鉄道本来の意義を考えたときに全線留萌まで繋がっている事が一番良いというふうに私は考えていますけれども、次善の策。まあ、可能な、現実的に可能な中で最善と言ってもいいのかなと思いますけれども、そう考えた時に深川から沼田までの部分存続という事も、もう一つの、次のカードとしてはですね、持つていなければならないのかなというふうにも思っています。

一方、JRはあくまでも輸送密度200人以下の路線区については廃止をして、バス転換を行うという態度を一貫して変えていない訳ですけれども。ただ、実態を考えた時には、今はもう近年バスの運行についてはですね、運転手の確保の問題をはじめ、非常に困難を抱えていると。ある意味JR以上なのかなというふうにも思

うんですけども、そして何よりも運賃が利用者にとっては割高になるという大きな問題があります。

そこで、鉄路を存続するためにどうしたら良いかということで、国やJRの責任という問題が非常に大きい中で、その本筋から離れる議論をするという事は、私にとってもちょっと熟知したる思いがありますけれども、ひとまず地元としてできる利用促進策も考えていかなければならぬという事で、今考えている事についてですね、ご提案をさせて頂きながらですね、町長の考え方を聞いていきたいと思います。

現在、沼田町から深川までの利用として、実態としてはおそらく高校生の通学利用が一番多いのかなというふうに思いますけれども、仕事とかレジャー等で深川から札幌へ旭川方面に特急乗り継ぐという事も考えられますけど、おそらくそうゆう利用の大半は自家用車を利用していることが多いのかなというふうに思います。後は、高齢者の病院の通院という事で、これは先ほど来も議論されていましたけれども、直接市立病院であれば、直接バスがその前まで乗り入れている訳ですけど、やはり運賃が割高になるなどの事が困難な課題としてはあると思います。

そういう利用が今、主な中身というふうに考えた時には、ほぼ今の現状で利用は頭打ちなのかなというふうに思います。つまり、これ以上減らさないということはあっても、このままだと今より増えるということは、なかなか無いのかなと、期待できないのかなというふうにも言える訳です。で、新型コロナの影響を受けて、今海外からの旅行者をはじめ、国内での旅行も止まっている。ほぼ完全に止まっている状況の中で、そういう形での利用が今後増えていくという事は、当分先の事になるというふうに考えた時に、やはり沿線自治体が連携して利用を喚起するという事がどうしても必要になってくるのではないかというふうに考えました。

で、例えば沼田からJRを使って深川市立病院を受診するという時に、深川駅から病院まで、まあ健康な方であれば歩いて行く距離ではあるのかもしれませんけれど、やはり高齢者の方とかっていうことになればハイヤーを使うという事も現実的かなと思いますけれども、そのハイヤー代の例えれば一部を補助するという事であるとか、逆に他の町からJRを使って、どんどん沼田まで来て頂くと、沼田に来て頂くという事であれば、その目的はやはり幌新温泉の利用だとか、その前にある化石体験館で楽しんで頂くとか、そういうような事が目的になると思いますけれども、石狩沼田もしくは恵比島駅で町営バスに乗り継ぐといった時に、JRを利用してそこまで来て頂いて町営バスに乗り継いで頂くと、当然自家用車でなければそういう交通手段しか無いんですけども、その時に例えばJRで来た方限定に町営バスの利用代100円の一部をこれも補助することであるとか、またはその先のほろしん温泉や化石体験館を使って頂いた時に何か特典を与えるというようなことを行って。そのJRを利用してもらうというような事。まあ1つの例ですけども、そ

れをやるためににはやっぱり、表題にありますように地域の連携がどうしても必要だというように思っています。この役所、役場だけでなく、商工会とか観光協会とか等含めたですね、協議体を作るという事も必要になってくると思いますので、そういう中で連携をして行くという事が考えられないかという事なんですけども、もう一方ですね、先ほど申し上げたようにJRを乗り継いで町営バスで幌新方面へ行くという時に一番今現実的に大きな問題になるのは、乗り継ぎの問題。乗り継ぎ時間の問題ですね。接続問題と言つたらよいでしょうか。で、現在のダイヤで行くと、札幌方面などから深川で留萌線に乗り換えて、更に石狩沼田か恵比島駅で町営バスに乗り換えて幌新まで来て、一日楽しんでまた日帰りをするというのは非常に困難です。まあ本当に帰りは夜中になってしまふくらいのかなというように思うんですけども、なかなかせっかく来て楽しんで頂く時間が少ないかなというふうに思います。まあ町営バスですので、ダイヤの調整をうまくJRと連携して行う事もできないのかなというふうに思うんですけれども、そういうふうに先ほど途中申し上げたように、今やはりインバウンドや、大口の旅行っていうのはもう完全に無理な状況ですから、そういう家族とかグループでJRを使ってもらって沼田にも来てもらい、沼田の人にも利便性を付与して、JRを使って深川の方へ行ってもらうというような事をそれぞれ行う為にはやはり、沼田だけじゃなくて沿線の自治体が連携して行なわなければならぬかなというふうに思うんですけれども、その辺の町長のお考えをお伺いします。

○議長（小峯聰議長） はい、町長。

○町長（横山茂町長） はい、改めて篠原議員のご質問にお答えをしたいというふうに思いますが、まあ現状としてはですね、コロナ禍によってJRばかりじゃなくて、バス路線も大変な状況になっているという状況ですし、運転手の手配もつかないような、そんな状況であるという事をお聞きしていますのでね、ご指摘のように函館本線との接続ですか、あるいはバスの深川駅への乗り入れですかね、こういう事が望まれているという状況であると共に、やはり今後の事を考えますと、町営バスあるいは乗合タクシーなど利便性の向上を図ってきてはいるものの、沿線自治体それから近隣市町村との連携については、連携をですね、必要性が非常に増してきているんだろうなというふうには私も思っています。

その上で、まず身近な利用者の方々の利便性を考えますと、その市立病院へのアクセスを向上するためにですね、やはり民間路線バスの深川駅乗り入れというものを要請してみるべきじゃないのかなというふうに思います。ですので、是非ともJR側と、それからバス会社側に働きかけをしてみたいというふうに考えます。

ただ、現状でも実現できていない現状でありますので、非常に難しい部分も想定されますけども、公共交通側にとっても、それから利用者にとってもですね、利便

性が向上する対策だと思われますので、まずは要請をしてみたいなというふうに考えます。

それからもう1点、他の地域から本町の観光施設などの利用促進に向けた考え方については、利用の動機を上げるためににはですね、その施設に行った際の、まあ特典を付けることが重要なのかなというふうには思ってはいます。ですので、利用者の確保・向上を図っていくためには、その町外からの誘客が鉄路存続のですね、ポイントでもあろうというふうにも思いますので、温泉ばかりじゃなくて、いわゆる街中でも誘客させられるような、そんな特典を考えていくべきじゃないかなというふうに思います。で、合わせてやはりJRと町営バスのアクセスについても、出来る限り待ち時間が短くなるようなですね、そんな状況が出来ないか調整をしてみたいというふうに思います。

で、もう1点。誘客を図る上で重要なのは、「ここならではの土産品」というものを販売することも重要な要素であろうというふうに思います。本町のですね、素材である留萌鉄道や留萌本線などの商品開発を検討して、誘客効果を引き出したいというふうに考えます。

いずれにしても、この町単独での必要もありますし、圏域での取り組みも必要であるのは間違いないというふうに思いますが、何んといつてもやはり町民がね、町民の皆さんが、やはりこの鉄路を残そうと、そういう思いを皆が持ってくれないと先に進まないと思うので、この点どうか協力をお願いしたいというふうに思います。まずは、以上です。

○議長（小峯聰議長） はい、篠原議員。

○5番（篠原暁議員） はい、まず1点目のその、沼田から例えば深川市立病院に受診する場合に深川駅で路線バスに乗り継ぐという事については、私も考えなかった訳ではない。それが一番コスト的にも良いのかなというふうに思っていました。まあ最大の課題はやっぱり、そこでも接続の問題が出てくるという事なので、町営バスのダイヤを調整するのとは全然次元の違う問題なのかなというふうに思っていますので、ただ、あそこの深川市内を走るバスについては、路線幾つかありますから沼田から行くだけじゃなくて、市内の路線いろいろあるので、うまくそれを使えば多少乗り継ぎも増やせるのかなという気もしますので、それについてはやはり要請等を行うというお話しでしたけれども、強力に進めて頂ければというふうに思います。

あと、沼田に来てもらうという事について、特典等を付けてという事、それから特産品、グッズの開発という事。これもやはり、非常に大事だと思いますので、それについても強力に進めて頂ければと思いますけど、クラウス関連。これ、クラウスが鉄道遺産に登録された。ああ、炭鉄港の中の1つとしてですね、登録された時の記念としてTシャツなんかも作っていたみたいですがれども、もっともっとそ

ういう所もね、アピールしていけるのかなと、まだまだ浸透していないかなあという感じもしますので、活用方法をですね、考えて頂ければというふうに思います。

で、もう一つJRのダイヤ改正の問題で、これどうしても路線の利用の問題と切り離せない事だというふうに思うんですけども、先般発表のありました来年春のダイヤ改正ということで、議会にも町長の方から全員協議会の中でご説明を頂きましたけれども、当初私たちの認識はコロナの関係の減収でやむを得ず、そういう減便を行うというような事なのかなという認識もあったんですけども、やはり報道なんかを見ていると、そうではなくてJR北海道としての大きなダイヤ改正の中の1つとして留萌線は下りが1便、上りが2便ですかね、無くなるという事だったというふうに今は理解していますけれども、その中でやっぱり、全員協議会の中でもご指摘がされてましたけれども、下りの7時台の便についてはやはり、高校生の下校時間帯という事ですね、これが無くなるというのは非常に沼田にとっては打撃が大きいかなというふうに思うんですけども、JRは報道なんかのコメントを見てても利用実態を見て判断したというような説明をしているんですけども、それはちょっと実態とはやっぱり違うんじゃないかなと。あまり利用者の方の、特に高校生を持っている親御さんの話を聞いても、7時の便が無くなるというのは本当に大変だというふうにおっしゃっています。それで、あの時私もダイヤをうまく調整すれば列車3両あるものを2両でうまくこう回していくためという事であったんですけども、まあそれをダイヤを上手く調整すれば2両でも回せれないのかという事もお話しさせて頂きましたけれども、おそらくこれは私の推測ですけれどもJRの考えとしては利用の少ない所を削ると、当然そういう説明をせざるを得ないと思いますけれども、利用者にとって非常に打撃のあるところもあって、そこを行って、なし崩し的に減便を容認させておいて、最終的に廃止に、勿論JRの立場としては、前提から廃止ありきの立場で言っている事だと思うので、そういう事を狙っているんではないかなというふうに推測せざるを得ない訳ですけれども、やはりそうさせない為には、せめてこのねダイヤ改正なので、今もうすでにダイヤの編成が完全に終わっているのか、今その作業中なのかっていう状況はあるかもしれませんけれども、一番地元にとって打撃の大きい所を何とか、もう一回考え方直させるというところをですね、是非取り組んで頂きたいなというふうに思うんですけども、それについては如何でしょう。

○議長（小峯聰議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）えーとですね、ご質問の主旨とちょっとまた、違ってくるのかもしれませんけども、（○5番（篠原曉議員）その事も沿線で協力して、やればきっと）JRに関連してという事でお答えをさせてもらいますが、正規の定期会見で発表されたので、これはなかなか覆すことは難しいと思います。我々もとかく、よ

り利用者のね、少ない便をと、そういう要請をさせて頂いたんですが、なかなかそれは聞き入れて頂けなかったというのが結果としてありますので、ただ、減便をしたものをお々にというそんなご質問もありましたけどね、あくまでもコロナによる一時的な状況であるという事を踏まえた上で、これが終息の暁には元に戻して欲しいという申し入れはさせて頂きましたし、改めてそれは申し入れをし、要請をして行きたいというふうに思います。

○議長（小峯聰議長）はい、篠原議員。

○5番（篠原暁議員）今町長のおっしゃるふうに、あくまでもコロナによる減収に対する一時的な対策という事は、こちらとしてはですね、考えるとは思いますが、一般論としてはJRはダイヤ改正をした場合に、それが例えれば減便という措置ですから、時間の変更じゃないですから、それが元に戻るという事は一般的に過去の例としてはおそらく無かったんだろうなというふうに認識しているんですけども、これは通告に無かったという事も、今ご指摘されましたけれども、やはりこの問題もですね、沿線で一致して取り組んでいってほしいという意味で今ちょっと中に、質問通告後にちょっといろいろ情勢が変わって来たので、取り入れさせて頂いたんですけども、最後に、まあちょっと私の立場では沼田から深川までの部分存続を容認して、それに方針を転換して進めていくという立場では現時点では無いんですけども、まあ今、世論といいますか、そういう考えも多くなってきて、現実的な問題として、そういう方法で進めていかなければならないという声もおそらく町民の中の考えには多いのかなというふうに思うんですけども、そうなった時に、先ほど町長がね、将来的にもう一回ダイヤは元に戻してもらうという事を強く求めていくという事をおっしゃっていましたので、仮に沼田か恵比島かはあるとしても、沼田町から深川までという事になった時には、おそらくJRが言っている車両2台で回していくというのは十分に、ますます可能になるのではないかなど。留萌まで行かないわけですから。そういう時にやっぱり、復活を強力にまた、沿線としてですね、協力して声をあげていって頂きたいなというふうに思う訳ですけれども、重ねてその点。まあ、同じ事なので、そういうふうに将来的に情勢がまた変わって来た時には、そんな事も是非お願ひしますという事で。

○議長（小峯聰議長）質問に、という事で。（○5番（篠原暁議員）あの、お願いという事で）意見要望という事で良いですか。

○5番（篠原暁議員）あつ、じゃあ重ねて町長の考えが、もし、はい。お聞きしたいと思います。

○議長（小峯聰議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい。考え方としてはね、とかく町民が利用して頂いている足。子ども達の足でもあり、高齢者の方々の足でもありますのでね。それを今後も

維持できるように、それは要請をして行きたいですし、圏域としてね、それぞれの市や町とも協力をしてもらいたいながらですね、対応して行きたいというふうに思います。

○5番（篠原暁議員）はい、よろしくお願ひします。終わります。

○議長（小峯聰議長）はい、続いて7番、長野議員。町民に開かれた沼田の教育について質問して下さい。

○7番（長野時敏議員）7番、長野です。町民に開かれた沼田の教育をと題してますが、もっと、という気持ちですね。今、開かれていらないという気持ちはございません。丁度1週間ほど前ですね、教育委員会の許可頂きまして、中学3年生の総合的な学習、視察させて頂きました。畠地議員と一緒にですね見させて頂きました。新しく入ったギガスクールのタブレットが生徒一人一人に当たってですね、そしてそのスキルの堪能な先生が素晴らしい指導をされていました。で、子ども達も、そのタブレットにですね本当に、鳥で言えば餌を与える親、それから口を開けて待っているひな鳥っていうような感じですね、本当にピッタリ、先生の指導と子どものニーズがピッタリ合ってですね、しかもそのタブレットも、6月に私ちょっと心配していた部分ですけども本当に素晴らしい機器が入りまして、そして中に入っているアプリもですね、美文字っていう綺麗な文字を書けるものだとか、9教科全部網羅されているソフトだとか内容も素晴らしいんですね。で、冬休みに間に合ったなど、第3波に間に合ったなという感じで、私も中学生になりたくなりました。このまま子ども達が冬休みに入ってですね、小学校1年生は冬休みはまだ当たらぬようなんですかけれども、それも発達段階という事でいろんな理由があるっていうことで、沼田の教育ですね素晴らしいギガスクールが、まだ近隣では渡っていませんので素晴らしいスタート切れそうだなという事で、想像以上だと畠地議員と一緒に話して帰ってきました。

これからが本題なんですが、ではそういう事がですね、まあ1週間前の事ですから無理ですけども、町民に伝わってはいないんじゃないのかという気持ちがあるんですね。ここにいらっしゃる皆さんも、お父さんの時ですね、入学式と卒業式には行つたぐらいで父親はあんまり学校には顔出さない時代があったと思うんですけども、今は育メンという言葉があるくらいですね、父親もそして母親勿論ですが、そして地域の皆さんにも分かる教育というのが求められている時代です。

沼田っ子学園推進室が設置されて、「沼田っ子アクションプラン」が示されています。沼田学園が示す子ども像は、「夢や希望の実現に挑戦し、自己実現を目指す子ども」、「ふるさと沼田に誇りを持ち、社会を逞しく生き抜く子ども」と謳われています。第6次総合計画では、町の将来像を「子ども達が誇りを持てるふるさと創造

沼田町」と、町長の言葉で「夢とやさしさに溢れる小さな町の大きな挑戦」という大きな方向性が出されています。素晴らしいと思います。で、昨年立ち上がった、沼田学園コミュニティスクールは、地域の声を活かして、地域と一体となって特色ある学校づくりを目指したものだったはずです。それを実現するためのこの「アクションプラン」であると認識していますが、これがですね、まあインターネットの中では調べれば出てくるんですが、それから確か、お知らせ版でも渡った事があると思うんですけども、これがA4サイズになってですね、かなり字が潰れて何て書いてあるか分からぬという現実もあったりですね、保護者はまだ分かっても、皆さんここにいらっしゃる職員の皆さんですね、今学校でどんな教育が行われているかっていうのは分からぬですよね。私も学校にいた人間として学校にいた時は分かりますが、教育委員会、それから教育委員会にいた時も勿論分かりますが、教育委員会を離れると、やはり分からぬ部分が沢山あります。この事は凄くもったいないんじゃないかというふうに思います。

そして、コミュニティスクールという事で立ち上りましたので、今児童生徒数150名くらいでしょうか。それに、保護者・教育関係者が入って300人少々かなというふうに思います。3,000人の町の1割の児童生徒と保護者・教育関係者だけで教育をやってるとは言いませんが、それ以外の2,700人の町民ですね、結びつけることで、結びつけるためのPRや方策が、子どもたちの未来とそして沼田町の町民を活かすまちづくりに必要不可欠ではないかと思います。

コミュニティスクールを掲げた沼田学園の教育を今後どのように町民にアピールしていくか、そしてどのように進めて行くか教育長の考えを伺いたい。

○議長（小峯聰議長）はい、教育長。

○教育長（吉田憲司教育長）10月の下旬の時の、令和元年度会計の決算特別委員会の中でも、久保議員ですか長野議員から、このコミュニティースクールのご質問があつて、教育委員会の職員あるいは私の方から回答した事と、また同じ回答になるかもしれませんけどもご了承頂きたいというふうに思います。

令和2年度の活動につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で活動が遅れて、8月に初めて第1回目の学校運営協議会を開催して、学校・家庭・地域それが「あいさつ運動」に取り組むことで、子どもたちのコミュニケーションを高める活動につながるようにという事で、委員それぞれの立場で取組んでいくという事で確認をさせて頂きました。

また、12月の上旬には、第2回目の学校運営協議会を開催し、「あいさつ運動」の町民意識の高揚と定着を図るために、小・中学校によるポスター及び標語コンクールを実施して、作品を町民の集まる施設に掲示するなどの協議がなされました。

沼田町におきましては、これまで町内の団体が学校に協力して頂いていること

がたくさんありますて、これらの取り組みを大切にしながら進めることと、現在教職員の時間外労働が多いということが問題になっていることから、学校運営協議会の取り決めが学校や教職員に大きな負担にならないようにという事で、学校運営協議会の委員の皆様と共に認識をしているところであります。

情報の発信では、令和2年度においては、8月の開催の第1回目の協議会の内容について「広報ぬまた」9月号で掲載を致しました。また、あいさつ運動の町民への呼びかけにつきましては、本日発行の広報1月号特大号に掲載をしてございます。さらに、協議会開催についてはその都度、先ほども議員の方から言われましたけども、教育委員会のブログに掲載をして、お知らせしていることはご存じかというふうに思います。

ちなみに令和元年度では、統一地方選挙がありましたので、広報沼田は通年より1回多い11回発行しておりますけれども、その内学校運営協議会やコミュニティースクールの記事につきましては、11回の内5回掲載をしておりまして、決して少ない回数ではないのかなというふうに私は思っておりますが、先ほど言いましたように関心のある方やお子さんがいらっしゃる方々がその部分を見ているけれども、他の町民の方々がなかなかそれに関心がない。あるいは、見過ごしてしまうという事で、ちょっと町民に対して広報が足りないのではないかというような事があるのかもしれませんけれども、こんな事でご理解を頂きたいというふうに思います。

今後も、継続して活動を、PR活動をして行きたいと思っておりますので、そんな事で広報、ブログ、その他の事でまたPR出来る事があれば、取り入れていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小峯聰議長）はい、長野議員。

○7番（長野時敏議員）ありがとうございます。広報ぬまた等、それからブログ等という事で、その部分は理解しております。まあ、お知らせの仕方としてはメディアという形で、広くメディアといいますけども、その中に便りだとか、学園、学校、学級通信などあると思います。それからメディアという部分では、新聞、テレビ、雑誌、ラジオが4大メディアというふうに呼ばれていて、この辺りもですね意識して使われて頂きたいと思っております。広報も素晴らしいんですけど、それ以外ですね。第5のメディアという事で、今言われたインターネット何かが入ってきて、やり方によっては双方向のやり取りもできます。

それからですね、町民メディアっていうのがあるんですね。町民メディアっていうのは、早い話が口コミですよね。人が人に伝えていくと、これが沼田町の場合凄くヒントになるんじゃないかなというふうに思います。私も学校にいたものですから、学校にいてですね、教員として目の前の授業をですね、それから目の前にいるやんちゃな子ども達をどうやって育てていこうかっていうふうに頭を悩ましている

部分で、大したことなかったんですけども、まあ一生懸命子どもに向かい合う先生方、虫の目線という言葉があるんですけども、先生は虫の目線でいろいろな視点から細かく現場の目で子ども達を見ていく。これは、凄くまっとうな先生の姿だと思うんですね。それを、校長、教頭は鳥の目線として大局的に世界を見渡していくと、この子達をどのように育てていこう。その時に、第6次総合計画の町の将来像。子ども達が誇りを持てるふるさと創造沼田町だと、夢や希望の実現に挑戦し、自己実現を目指す子どもだと、ふるさと沼田に誇りを持ち社会を逞しく生き抜く子どもっていう大きな鳥の目線の部分を目の前の子ども達を相手にして一生懸命やってる先生方。悪くないんですよ。まっとうな先生ほど子どもに対して一生懸命やってますから。中には子どもの方をあまり向かない先生も存在しますので、その良心的に虫の目線で一生懸命やっている先生方を鳥の目線で引っ張って行くと。それが校長、教頭の仕事だと思うんですね。で、その校長、教頭がちゃんとやっているかどうかをしっかりと見て指導していくのが教育委員会の仕事だと私は思っています。

それで、教員の時は虫の目線でやってきたつもりです。鳥の目線の事は正直私はあまり分かりませんでした。そして校長、教頭になってそういう事を学びながら、そして教育委員会になると、また大きく俯瞰しながらですね、学校から離れれば離れる程、全体像がちょっと見えてきたふうに思っています。それから、虫の目線、鳥の目線というのに1つ加えてですね、私最近知ったんですけど魚の目線ってあるんですね。これは、長期的視野。先ほど、久保議員が言いましたけども、流れを見るだとか、将来の事を考えるだとか、そういう事をですね考えていきながら、学校をこう導いていくのが教育委員会のリーダーシップだというふうに思っております。その辺りですね、教育長の思いというか、その辺りですね、お聞きしたいというふうに考えております。お願ひします。

何言っているか分かんないですか。はい。それでは付け加えまして、それらをですね、教育長のお考え、そしてそれを、まずはこれで良いです。

○議長（小峯聰議長）答えられますか。はい、教育長。

○教育長（吉田憲司教育長）あのう質問の主旨が大分違ってきたような感じがするんですけども、学校の先生。いろいろな先生いらっしゃいますので、管理職がそれを引っ張る。それを干渉するのが教育委員会だというふうに言われてましたけども、今回の学校運営協議会の中で私が考えてたのは、各代表の方。町民の方々12名、委員さんに委嘱をして、その方々が自主的にこうやろうというような事を、委員会があまり口を挟まないで町民の方々がどう思っているのかっていう事を考えて頂いて、あいさつ運動をしようっていう事が出てきました。その中で、やはりその事によって、子ども達にポスターや標語を作って、そしたら町民の方々に見てもらおう。その事がまた、新聞だとかいろんな事でまたPRすると学校運営協議会のあ

り方が分かるんじゃないかなというふうに思ってますし、来年度もちょっと、今申しませんけれども、町民を引き込んだそういうような事業を、事業というかイベントというんでしようか。やりたいというふうに考えておりまして、その事によって、それが学校から、こんな事が困っているんだというような事があつて、その事を町民の方々が出来るんであれば、みんなに手伝ってもらいましょうという事でこの間協議会の中で話をさせて頂きましたんで、また時期が来ましたら皆様にお知らせをして、ご協力頂きたいというふうに思ってますんで、そんな事でご理解を頂きたいというふうに思います。

○議長（小峯聰議長）はい、長野議員。

○7番（長野時敏議員）わかりました。さっき、鳥の目線だとかいろんな話をしたんですけども、学校ですね、本当に一生懸命やっているというのは分かるんですよ。そして、あと2,700人の町民をどうやって、先ほど教育長は町民を取り込んだっていう事をおっしゃられましたか。それは私も、それはもう大賛成ですね。で、きっと子どもでもない家族でもない町民の方がですね、力あり余っている方きっといると思うんですよね。そういう方々をこう取り込んで、そしてその方達が、例えば、あんどの紙貼りだとか、草刈りだとか、先生方が大変な部分をカバーしてですね、そして尚且つ生きがいを持っていく、そういう出番づくりと言いますか、それをその運営協議会の中で進めていく事は、素晴らしい事だと思うんですけども、教育委員会のこの腕の振るいどころとしてですね、そういう仕掛けを例えれば町民のこの方だとか、あの方だとかっていう事で巻き込みながらですね、で、誰々さん、ここは任せますだとか、ここは色々アイディアを教えて下さいって言ったら、喜んで動いていく方がきっといると思うんですね。で、変な話しですけども、そういう方達にもですね、10年も経てば大分くたびれてしましますから、今の元気な知恵も力もある、そういう方達をですね、現役世代はやっぱり難しい部分ってありますので、現役世代でもPTAの方で頑張って下さる方がいるのは分かりますけども、きっと町民、高齢者の出番づくりっていう事と、町づくりと、そしてコミュニティースクールっていうのが繋がっていく。で、学校運営協議会で何とかしなきゃいけないというよりも、その人達に任せてしまったら意外と開けてくる部分があるんじゃないかなというふうに、学校にいた時気づかなかつた事をですね、ちょっと今言わせて頂いておりますけども、そんな事をですね、先ほど教育長の中から町民を取り込んだというお話しがありますので、その辺りのですね、教育長の決意を最後にお聞きしたいです。

○議長（小峯聰議長）はい、教育長。

○教育長（吉田憲司教育長）運営協議会、発足して2年経過してるんですけども、今まで何かそういう部分の目立った事が中々なかつたもんですから、何かそういう

部分での町民を取り巻いた事業っていうのが無いのかなっていう事で、たまたま今年、学校の方から、こんな事が困っているんだという事がありましたので、その事につきまして協議会の中で検討させて頂いて、進める方向で今考えておりますので、これからその実行について色々検討させて頂いて、学校運営協議会、コミュニティースクールが沼田に合った形の中で協力・支援して頂けるような、そんなような組織として町民にお願いをしたいというふうに考えております。

○7番（長野時敏議員）ありがとうございます。よろしくお願ひします。以上です。

○議長（小峯聰議長）議席番号10番、大沼議員。一般行政、コロナ禍でも移住促進について質問して下さい。

○10番（大沼恒雄議員）10番、大沼でございます。今年1年コロナ禍の中で町民も含め国民の皆さん、大変な思いをした年でございます。何とか良い年を迎えるべきと思っておりますので、そんな中でですねコロナ禍でも移住促進をということで質問させて頂きたいと思います。

厚生労働省が、今年2月から全国の労働局やハローワークを通じて集計した結果ですね、新型コロナウイルスの感染拡大に関連した解雇人数。これが7万人を超えたと11月9日に報道がございました。あのう12月15日現在、76,543人でございます。感染拡大に関連した失業者は、失業者それから休業者は、働くことに強い意欲を持っていると思います。コロナ禍の中で活動が鈍くなっている今こそ、その人達が前に進めるような施策を本町から発信し、移住につなげることができないでしょうかという質問でございます。

「ぬまわーくサポートデスク」をはじめ、沼田町には移住定住施策があります。コロナ禍の中で困っている方々に、移住定住施策をですね、行政の場合はワンストップ窓口とか言うのかも知れませんけれど、ワンプランにまとめて積極的に、この解雇者の人達にアプローチを試みることが必要かと思っております。ワンプランの例で言えばですね、沼田町で働きたい人応援隊というようなものをですねワンプランにまとめてですね、沼田の移住策、これ5つ位あります。「ぬまわーくサポートデスク」から、結婚新生活新規応援事業までありますけれど、これ一つ一つ取っていくともなかなかホームページに辿り着き難いんですよ。だからそれが以前、高田さんがどうやったら発信したら良いかって「#タグぬまた」何だかってね、なんかやった時に、それと同じで一つにまとめて、とにかく今困っている人達がいるなら沼田町で助けてあげるよという気持ちでもってね、発信できる事をやってもらいたいと僕は思っているんです。

ちょっと細かく言いますけれど、12月15日、76,543人の解雇者の内ですね、33,000人を超える方が非正規労働者と言われています。その中にです

ね、これまだ良いんですよ。休業補償もらえる人は、ところが休業補償もらわれない隠れ休業者という人もいるらしいです。これは相当数なんぼになるか分からぬ。でも完全失業者率と違つて、この人たちは仕事したくても仕事ができない。だから仕事する意欲は物凄く持つてゐるんですよ。でも結局その沼田に来る、来ないって言ったって沼田で何やってるのか分かんかったら来れないんです。だから沼田は行政として、やはり優しさを持ってこういった人達に声を掛けてもらって、ちょこっと移住でも何でもいいから沼田に来たら、何とか飯食えるよという気持ちで僕は発信して頂ければなと思っております。

11月16日にですね、東京都渋谷区のバス停で64歳の女の人が叩かれて殺された事件があります。この方もやはり非正規労働者で、居住、住むところアパート代払えなくなっちゃったんだけど働きにはいかなきやなんないと言って、毎日働きに行ってたそうです。ただ住むところが無いからバス停にいて、たまたま事件にあったと。だからね、そういう可哀そうな人達がいるんですよね、それをね私はね、東京から離れた北海道の沼田町であっても、沼田町においてよと、先ほど言った沼田で働きたい人応援しますよ沼田町はっていう発信をしてくれれば、7万4千人の内の、もし間違つて7千人も来たら困るけれど、1%でも700人なんですよ。だからそういう方にね、やっぱり本当に真剣に発信してもらいたい。と、僕は思うんですけどまずそれが1点です。

ちなみにね業種別では製造業とか飲食業、小売業、宿泊業とあるんだけれど、この解雇者数の一番多いのは東京都で1万8千人位いるそうです。だからその7万人全部じゃなくても、1万8千人の人にだけでも声を掛ければ何とかならんのかな、沼田に移住してくれるんじゃないかなという気持ちで一杯なので町長の優しい言葉をお待ちしますね。

それからですね、総務省が令和元年9月に発表した「通信利用動向調査」というものがあるらしいです。それによるとテレワークを導入している企業、当時20%位でしたがコロナ禍の中では、導入率が47%まで跳ね上がつてます。自宅でテレワークをする人が殆どのようなんですが、テレワークする人に聞いたら、自宅とかオフィスじゃなくてそれ以外にでも働く場所を求めてるみたいなんですね。それのアンケートがですね、出てます。それは東京23区で、20代のアンケート調査の結果、地方移住に35%興味を示している。その中で、地方移住、北海道の魅力度ランキングは1番ですね。で、その中で沼田町の田舎暮らしランキング1位です。だからこれはやっぱりね、黙ってる手は無いだろうというふうに思います。

まあ、そんな中ですね、そういうテレワークで、他の場所で働きたいっていう人の現状、それはですね、こういう声があったそうです。時間的にまず余裕が出来る。それから都会に無い住みやすさ。それから海や山など自然に囲まれて仕事がし

たい。それから地方などの空き家問題解消のためサブスクによる、他拠点労働の可能性がある。これ、一般市民の方がね、こういうアンケートの答え出しているんですね。それから場所の縛りがない環境で働いている人たちもいるそうです。この人達は、コワーキングスペースっていうものを良く利用して使っていると、だからそういういった事でアンケートはね、東京に留まっていないんですね今ね。それで、ある会社ではね、東京物価が高いと、地方に移住しましたと、そしたら移住したら物価が安い分で自分とこの社員の寮を建てちゃいましたと、そういう会社もあるそうです現実。だからそういういた事を、企業の意識意向調査だとかね、ちょっと遅いのかもしれないけれど、そういういた事を含めて沼田町はこういう町で、とっても良いのは分かっている町ですから、四季もはっきりしてし、もうアンケート調査にバツチリの沼田町なんですよ。だから、ただ後はどうやって勧誘するかっていう事だけなので、その部分を一生懸命考えられたら如何かなと思います。移住定住については、函館だとか上川町一生懸命やっています。だけれども、その解雇者だとかね、テレワークに焦点を当てて沼田に来たらこれだけのものが有りますっていうふうな発信している自治体はまだ少ないと思うので、町長のその辺の考え方如何なものでしょうか。お尋ねします。

○議長（小峯聰議長） はい、町長。

○町長（横山茂町長） えーとですね。まず1点目の質問に関しましては、想い、意向は同じだと思っています。はい。状況としてはですね、内部でそういう環境を視野に入れながらですね、いかに今働く人を確保できるか、それからいかに今困っている人がたが仕事を探しているか、そこら辺のマッチングを出来るような状況を視野に入れて、いわゆる働く場と、住まいと、そして我が町の独自のね、移住支援策、子育て支援策ですね、これをもってやはりPRする事も考えていこうという事で、今内部で検討を進めているところでありますので、この点については議員のご意向に合うような、そんな感じで整理ができるのかなと思っています。

それから2点目のサテライトオフィス等々であります、これは今年町内に整備をさせて頂いてね、いろいろと企業さんにも使って頂いております。今後その幌新の森を活かしたワーケーションを推進する。そんな環境にもちょっと挑戦をして行きたいという事で、今回この後、補正の審議もありますけども、ほたる学習館等にWi-Fi等の整備を図ったうえで、コワーキングスペースというのも設置を検討してですね、いろんな働き方を提唱できるような、そんな事も検討していきたいなというふうに思っておりますので、出来れば「ワーケーションの聖地」というものを掲げてね、いろんな企業さんとも連携しながら、あるいは企業さんから取引企業さんにPRを広げてもらうだとか、いろいろな手法を取りながらですね、このホテルの里沼田町をPRをして行きたいというふうに思っています。

○議長（小峯聰議長）大沼議員。

○10番（大沼恒雄議員）えーと後の方から、コワーキングスペースというのは、共同で働く空間という意味らしいですね。だから図書館であれ、例えば幌新の森であれ、どこであれ仕事が出来る場所を確保するという事らしいので、全国的に人数が何万人いるか分からぬけれど、かなりの数が場所の縛りのない所で仕事ができる環境を持っているらしいですね。だから別に、ここでなかつたら駄目だという事じゃないので、それは沼田町に、もう沼田町の何て言うのかな、接し方って言つたら良いのか、提言の仕方って言つたらいいのか、それによってかなり引っかかりが違ってくると僕は思ってます。

それとですね、解雇者7万6千人の方が、家もある人もいるかもしれないけれど、先ほどみたいに家を追われている人もいると思うんです。もう正月も年の瀬、あと10何日しかありません。だから本当はそういった対処、今すぐ沼田に来て住んでもらいたいなって気持ちがあるんだけども、無理だととてもなるべく早い時期にそういった人達に声を掛ける方法を何とか探って頂ければと思うんですけど、スピード感を持ってやって頂きたいと思うんですけども町長いかがでしょうか。

○議長（小峯聰議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）個々に伝える手法というのは中々難しいんかなと思いませんのね、ですので今ここではあえて申し上げられませんけれどね、ある組織っていうんかな、そういう分野をターゲットにしながら、我が町の住宅と仕事と、それから移住支援策。これをセットでPR出来るような、そんな環境をちょっと作ってみたいなというふうに思っています。

○10番（大沼恒雄議員）はい。終わります。

○議長（小峯聰議長）はい。以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩を致します。あの時計で4時50分まで休憩致します。

16時38分 休憩

16時48分 再開

(会議時間の延長)

○議長（小峯聰議長）それでは再開します。議長より終了時間の延長について宣言致します。本日の会議は、一般質問が終了するまで延長致したいと思います。

(一般議案)

○議長（小峯聰議長）日程第8、議案第73号、指定管理者の指定について（沼田町農産加工場）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。農業推進課長。

○農業推進課長（前田昌清課長）議案第73号、指定管理者の指定について（沼田町農産加工場）、公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自

治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。記と致しまして、1、施設の名称、沼田町農産加工場、2、指定管理者となる団体の名称、コーミ北のほたるファクトリー株式会社、3、指定の期間、5年間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、令和2年12月17日提出、町長名でございます。提案理由を説明させていただきます。農産加工場の運営について、指定管理者の公募手続きを行ったところでございますが、指定管理期間5年間の合計、予定協定対価を2,000万円として、10月26日から公募を開始し、11月9日に公募説明会、及び施設見学会を行い、申請受付締切日の11月20日時点で1社の申請を受け付けたところでございます。その後、11月30日に民間委員4名を含む7名で構成する評価委員会を開催し、提案内容について、申請企業によるプレゼンテーションを行い、親会社であるコーミ株式会社の全面的なバックアップ、新製品の開発や販路の増強などによる施設の安定運営及び発展、また、生産者との良好な関係の構築や従業員の継続雇用、拡大、日本一の加工用トマト生産地を目指し、共に取り組んでいくなどの提案を踏まえ、評価委員会より指定管理者として適正との報告を受けたところであり、当該企業を指定管理者として提案させていただくものです。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（小峯聰議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮りいたします。議案第73号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聰議長） 日程第9、議案第74号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長） 議案第74号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例を提出する。

令和2年12月17日提出、町長名でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例。条文の朗読を省略させて頂きまして、提案理由を説明させて頂きます。現行では財産を取得する際、予定価格が1,500万円を超える場合には議会の議決を頂く事となっておりますが、1,500万円を700万円に地方自治法が改正されたことに伴い、条例の一部改正について提案するものであります。尚、この条例は公布の日から施行することとしております。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。

○議長（小峯聰議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入れます。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮りいたします。議案第74号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聰議長） 日程第10、議案第75号、町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長） 議案第82号、町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和2年12月17日提出、町長名でございます。町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。条文の朗読を省略させて頂きまして、提案理由を説明させて頂きます。新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が公布されたことに伴い、人事院では新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する職員への感染リスクに鑑み、人事院規則で定める特殊勤務手当の特例を改正したことを受けまして、本町においても国と同趣旨の改正を行おうとするものでございます。改正の具体的な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症患者若しくはその疑いのある者に関する作業に従事した日、1日に対して3千円、これら感染患者等の体に接触して行う作業に従事した場合につい

ては、4千円を支給するもので、町職員の特殊勤務手当に関する条例の附則に特例措置として追加するものでございます。尚、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。

○議長（小峯聰議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入れます。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮りいたします。議案第75号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聰議長） 日程第11、議案第76号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長） 議案第76号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提出する。令和2年12月17日提出、町長名でございます。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。沼田町国民健康保険税条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。議案の朗読を省略し、提案理由を申し上げます。今回の条例改正につきましては、平成30年度の税制改正におきまして、働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しするなどの観点から、個人所得課税が見直しされることとして改正され、令和2年分以降の所得税について適用されることとしていることから、これに合わせて国民健康保険税条例を改正するものであります。主な改正点として、1つ、給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振替、(2)、給与所得控除の適正化、控除額を主要国並みに適正化、(3)、公的年金等控除の適正化、(4)、基礎控除の適正化であります。これらのこととは、沼田町国民健康保険税条例の控除額に対する考え方は、所得税法に委ねていることから、所得税法の改正に合わせて今回改正を提案するものであります。以上、提案理由の説明とさせて頂き、ご審議の程宜しくお願ひ致します。

○議長（小峯聰議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮りいたします。議案第76号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聰議長） 日程第12、議案第77号、沼田町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（三浦剛課長） 議案第77号、沼田町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について。沼田町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例を提出する。令和2年12月17日提出、町長名であります。条文の朗読を省略し、提案理由を説明致します。本年6月の定例会におきまして、沼田町の奨学資金の貸付金額を大学等に在学する奨学生については、令和2年度に限り、月額3万円以内から、5万円以内に変更する条例改正の議決を頂きましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気低迷が今後も継続することが想定されることから、令和3年度まで引き続き同様の措置をするための附則の改正を行うものでございます。以上、提案の説明とさせて頂きます。ご審議の程宜しくお願ひ致します。

○議長（小峯聰議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4番（高田勲議員） 議長。

○議長（小峯聰議長） はい、高田議員。

○4番（高田勲議員） 4番、高田です。あの、とってもいいと思うんですけども、確かにそんなに基金自体、300万円台だと思った、この元年のケツで、ちょっと細かい数字は分からぬ、だけど、それが基金が枯渇するような、まあこれからこの来年の春借りる人の人数にもよるんだけども、枯渇するようなことがないのかって話と、枯渇した場合の対処の方法を考えているのか。

○議長（小峯聰議長） はい、教育課長。

○教育課長（三浦剛課長）今現在、あの高田議員言われるよう300万円程の運用基金がございます。で、実際に返済を頂きながらお貸しをするという状況で、相殺しながら運用してございますので、今年度この運用につきましては問題なく貸し付けることが、ま、人数にもよるかと思いますけれども、対応は可能な範囲かと思います。なお、令和2年度におきましては、実際にはこの増額して借りられる方はいらっしゃらなかつたという状況でございましたので、その辺の実態も含めましてご理解頂ければというふうに思います。

○議長（小峯聰議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮りいたします。議案第77号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聰議長）日程第13、議案第78号、令和2年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）議案第78号、令和2年度沼田町一般会計補正予算について。令和2年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年12月17日提出、町長名でございます。別冊の令和2年度沼田町一般会計補正予算第9号、1頁をお開き願いたいと思います。令和2年度沼田町の一般会計の補正予算第9号。令和2年度沼田町の一般会計の補正予算第9号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ767万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9,543万6千円と定める。2項省略させて頂きます。令和2年12月17日提出、町長名でございます。11頁をお開き下さい。歳出でございます。1款議会費、1項1目議会費、3節職員手当等9万7千円の減額補正でありますが、議会議員の期末手当の支給月数0.05ヶ月分の引き下げに伴います減額補正でございます。2款総務費、1項1目一般管理費、15節原材料費2千円の減額補正につきましては、庁舎アクリル板設置に伴う執行残の整理でございます。2目情報推進費、27万5千円の増額補正是、先の第6回臨時会一般会計補正予算第5号で議決頂き、庁舎内のW

i-F i 環境整備が終わっているところでございますが、一部不感区域があることが判明し、3階第1委員会室と消防事務所をカバーするため、W i-F i 環境構築LAN工事等に係る費用を増額計上してございます。3目OA管理費、12節委託料、88万円の増額補正は、障害者福祉システム改修委託料であり、令和3年度から障害者自立支援給付費の報酬改定に対応するためのシステム改修を行う費用を計上しております。財源につきましては、国庫補助2分の1で障害者総合支援事業補助金44万円を計上しております。12ページをお開き下さい。7目庁舎管理費、114万7千円の減額補正に関しましては、感染対策として実施いたしました、役場庁舎網戸設置工事の執行残を整理したものでございます。10目振興費、33万9千円の増額補正は、JR石狩沼田駅駅舎にW i-F i 環境を整備するもので、現在の利用者はもとより、今後のJR留萌線応援事業を展開していく中で、駅舎の利用促進に繋げる環境整備を行うためW i-F i を整備するものでございます。財源は、W i-F i 構築に係る費用を地方創生臨時交付金にて計上してございます。19目移住定住応援費、145万3千円の減額補正ですが、北海学園大学と連携し行う事としておりましたセルフリノベーションハウス事業がコロナ禍にあり、本年の事業実施が出来なかつた事により、事業に予定しておりました予算を減額補正するものでございます。財源につきましても、ふるさとづくり基金繰入金を歳出同額で減額計上しております。2項2目賦課徴収費、9万9千円の増額補正です。11節役務費、手数料の増額でございますが、従前から収納代理金融機関となっている北洋銀行での税等公金の収納業務について、本年4月より1件100円の窓口収納手数料負担が求められていることに伴い、当該予算の不足が見込まれることから増額補正を行うものでございます。13ページをお開き下さい。5項1目統計調査費、22万2千円の減額補正ですが、各統計調査における交付金の額が決定した事により、予算を整理するものでございます。3民生費、1項1目 社会福祉総務費、133万1千円の増額補正ですが、7節報償費から13節使用料及び賃借料までは、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、招魂祭等の縮小により不用額を整理するものでございます。18節負担金補助及び交付金、高齢者世帯等福祉灯油助成事業補助金、158万円の増額補正ですが、現在、灯油価格は落ち着いているものの今後、厳寒期に向け価格の上昇が見込まれることと、新型コロナウイルス感染者が拡大している中、高齢で特に基礎疾患有するものは重症化リスクが高く、必要以上の外出を控え、自宅で過ごす時間が多くなる事に加えまして、換気対策も必要で、自宅内の室温を戻すため、普段より多くの灯油を使用する事も想定されることから、12月1日の実勢単価で100リットル分を支給し、経済的負担の軽減を図ることとし、予算計上してございます。財源として道費、地域づくり総合交付金50万円を計上してございます。14ページをお開き下さい。2目高齢者福祉費、27節繰出

金、10万円の増額補正ですが、議案第75号で議決頂きました、感染症患者などの作業に従事した場合に支給する特別勤務手当の支給に必要となる経費に繰出しを行うものでございます。3目介護支援費、67万5千円の減額補正ですが、14節工事請負費 10万9千円の減額は、デイサービスセンター入浴用リフト設置工事の執行残を整理したものです。27節繰出金、56万6千円の減額ですが、介護保険特別会計繰出金 76万6千円の減額は介護保険事業計画の策定に係る委託料などの執行残を整理した物でございます、令和3年度介護保険料改定に向けシステム改修が必要となり、改修費169万円を差引いても余る執行残を整理しております。また、特別養護老人ホーム及び高齢者グループホーム特別会計繰出金、それぞれ10万円の増額補正ですが、特別勤務手当の支給に必要となる経費に、繰出しを行うものでございます。5目国民年金費、12節委託料、29万7千円の増額補正ですが、令和2年度税制改正において寡婦控除の見直しと、ひとり親控除が創設されたことによりシステム改修が必要となる事から、改修経費を計上してございます。財源として国民年金事務費委託金を補正額と同額で計上してございます。7目高齢者医療費、981万円の減額補正ですが、18節負担金補助及び交付金、860万9千円の減額は、北海道後期高齢者医療広域連合からの令和元年度市町村負担金の確定通知によるものでございまして、28節繰出金、120万1千円の減額につきましては、同じく広域連合からの通知による後期高齢者医療特別会計繰出金の減額でございます。財源は、特別会計繰出金の減額に伴い、道費、後期高齢者医療基盤安定対策事業負担金、85万4千円を減額計上いたしております。15ページをお開き下さい。2項2目子育て支援費、7万円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活支援として、臨時給付金を支給いたしましたが、支給実績に伴い執行残を整理したものでございます。4款衛生費、1項1目保健総務費、296万2千円の補正計上ですが、1節報酬、4節共済費については、会計年度任用職員に係る人件費を増額するのですが、年度当初は6.5時間勤務としておりましたが新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする保健師業務の増加により、可能な範囲で7.5時間勤務をしており、今後も同様なことが見込まれることから、不足する額を増額計上しております。新型コロナウイルス対策費といたしまして、10節需用費から17節備品購入費までは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、移住交流ハウス、レジデンス沼田の空き部屋を自主隔離施設とし整備するのですが、10節需用費ですが、自主隔離施設で使用する食器調理器具を購入する費用や光熱水費、交流施設の一部水道配管修繕費用を計上しております。また、印刷製本費、3万9千円の減額と11節役務費、2万8千円の減額補正につきましては、マスク配布事業の施行残を整理したものでございます。12節委託料、72万6千円の増額ですが、自主隔離施設利

用後の消毒・清掃作業に係る費用の計上で、13節使用料及び賃借料5万円の増は、寝具借上げ料を計上しております。17節備品購入費144万円は、自主隔離施設として使用するレジデンス沼田の電気温水器3台を購入する費用を予算計上してございます。なお、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を自主隔離施設に係る補正額と同額計上してございます。16ページをお開き下さい。2目健康推進費、17節備品購入費、3千円の減額補正ですが、住民健診用パーテーション購入の執行残を整理です。5目、母子保健費、22節 償還金利子及び割引料53千円の増額補正ですが、令和元年度母子保健衛生費国庫補助金の実績による国庫補助金返還金の計上でございます。6目環境衛生費、18節負担金補助及び交付金325千円の減額補正ですが、北空知衛生センター組合負担金の確定に伴う減額でございます。8目沼田厚生クリニック運営費、14節工事請負費2千円の減額補正ですが、加湿器設置工事の執行残を整理してございます。2項2目塵芥処理費及び、3目し尿処理費の減額補正につきましては、ごみ及びし尿処理事業における、北空知衛生センター組合負担金の確定に伴う減額でございます。17ページをお開き下さい。6款農林水産業費、1項2目農業総務費、18節負担金補助及び交付金99千円の増額補正は、農地の環境保全、多面的機能の維持・向上を図る事業に地域共同で取り組む本事業の対象面積の増に伴う増額補正でございます。財源として、各交付金については補助率4分の3を道費にて計上してございます。7目農業総合対策費、18節負担金補助及び交付金、農業用ハウス強靭化緊急対策事業補助金1,146千円の増額補正ですが、3経営体が行う台風・大雪に対する農業用ハウス補強対策に係る補助で、補助率2分の1でございまして、同額が歳入で措置されるいわゆる「トンネル予算」の計上でございます。9目農産加工場製造費3,018千円の減額補正ですが、加工場製造運営に要する年度末までの所要額を見込み整理するものでありますが、10節需用費、修繕料5,357千円の増は、ジュース製造用機器の修繕であります、圧送ポンプの漏れに伴う部品交換。それから巻締機の主要部品に支障があり、使用できない状況であることから、早急にオーバーホールを行い、年度内の安定した飲料製造を実施できるよう整備するものでございます。

15節 原材料費8,375千円の減額補正ですが、OEM製品の受注を見込んでおりましたジュース類の製造において、新型コロナの影響で受注が落込み、当初予定した受注量が確保できなかったことにより、加工用原材料と容器に係る費用を減額しております。11目沼田ダム施設管理事業費。予算の組替えでございますが、12節委託料、14節工事請負費の執行残を、10節需用費に組替え、沼田ダム機械操作盤タッチパネルの不具合修繕するものでございます。18ページをお開き下さい。13節就農支援実習農場運営費につきましても予算の組替えであります、予算計上時の見込みより、農業実習生が少ないことによります報酬、委託料とハウ

ス資材購入、機械修繕に係る費用などを組替えてございます。2項1目 林業振興費、18節負担金補助及び交付金、沼田町有害鳥獣対策委員会交付金694千円の増額補正ですが、本年は想定以上に捕獲頭数が増えたことで、捕獲に係る経費が不足するため、増額計上するものでございます。19ページをお開きください。7款商工費、1項1目商工業振興費34,900千円の補正計上ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が低迷している町内商店街での消費喚起を促す取り組みとして9月に商品券の配布を全町民に対し行ったところでございますが、再び道内全域において感染が拡大しており、消費低迷が懸念されることから、第2弾として再度全町民に対して商品券を配布し、町内商店の経済回復、経営維持に繋げようとするもので、それらに係る事務的費用と12節委託料として商品券の換金業務を委託するものでございます。18節負担金補助及び交付金3,230千円の増額計上は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、一番の書入れ時となる年末を向かえ、各団体の会合、会食等の自粛により、今後の経営継続も危ぶまれる危機的状況にあることから、緊急的な経済支援として飲食店に支援金を交付するものです。また、「雪なごり」消費拡大支援事業として、第3回定例会において既に議決頂いておりますが、予算計上時の見込みを上回る反響があり、10月の事業開始から1カ月で当初予算の3分の2の執行となった事から、今後の事業継続費用として、補正計上するものでございます。なお、中段の元気回復事業、町内飲食店元気回復事業については、執行残を整理してございます。財源の一部に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と道費プレミアム付き商品券発行支援事業補助金849千円を計上しております。2目観光費890千円の補正計上は、日本ハムファイターズ全道179市町村応援大使を派遣する事業に2021年に当選したことから、キャンプ地、沖縄へ激励のため、職員随行旅費とPR資材などの準備に必要となる経費として、観光協会へ補助金を交付する予算を計上しております。4目観光情報プラザ費118千円の減額補正は、飛沫感染防止対策用備品購入の執行残整理でございます。20ページをお開き下さい。8款土木費、4項1目公共下水道費、27節繰出金11千円の減額補正につきましては、人事院勧告による期末手当減額分を一般会計繰入金の基準外繰入金から減額するものでございます。9款消防費、1項1目消防施設費、18節深川地区消防組合負担金の減3,587千円でありますが、前年度繰越金の確定と給与改正に伴います額などを整理し補正するものでございます。2目防災費、17節防災用備品購入費1,650千円の増額補正ですが、冬期間の新型コロナウイルス感染対策として、各避難所の換気による寒さ対策と乾燥対策として、ブルーヒーター及び加湿器を購入する費用を計上してございます。財源は地方創生臨時交付金を補正額と同額で計上してございます。21ページをお開き下さい。10款教育費、1項3目沼田学園推進費1,168千円の

減額ですが、G I G Aスクール関連費用の執行残を整理してございます。6目青少年国際交流推進費4,984千円の減額ですが、コロナの影響により交流事業とりやめとなった事による、皆減でございます。併せて財源につきましも、スコレ基金繰入金を減額計上いたしております。2項2目教育振興費20.5千円の減額ですが、17節機械器具費は、扇風機購入を購入した際の執行残整理と、18節修学旅行助成事業補助金減は、3密回避でバスを増車する費用を予算化致しましたが、旅行会社で国の補助金を活用し対応したため、町からの支出が不要となったものでございます。22ページをお開き下さい。3目スクルーバス費につきましては、予算の組替えであります。現在、運転手2名体制で運行しておりますが、体調不良等で入院治療が必要となることがあります。今後においても臨時対応できるよう会計年度任用職員報酬を増額する事とし、10節消耗品費及び12節委託料の執行残等を組替え、予算を確保してございます。3項1目学校管理費122千円の減は、14節校舎網戸設置工事の執行残を整理したものでございます。2目教育振興費、10節消耗品費2,610千円の増額補正ですが、来年度、中学校の教科書が改訂されることとなりますが、このたび、使用教科書の選定が決定したことから、本年度中に教師用指導書を購入し、新学期に間に合うよう準備を進めるものでございます。17節機械器具費は、執行残整理でございます。4項2目社会教育推進費689千円の減額ですが、コロナウイルス感染症により、各種講演や合宿通学などの事業の取りやめ、感染対策費用の執行残を整理してございます。財源については、実績により臨時交付金、基金繰入金をそれぞれ減額計上いたしております。23ページをお開き下さい。6目生涯学習総合センター費57千円の減は、感染対策費用の執行残整理です。9目ほたる学習館費319千円の増額補正は、幌新温泉周辺施設では唯一ほたる学習館にWi-Fi環境が整備されておらず、現在の自然学校利用者はもとより、今後、ワーケーションの利用促進に繋げるため、Wi-Fi環境を整備するものでございます。財源は、Wi-Fi構築に係る費用を地方創生臨時交付金にて計上しております。5項2目社会体育推進事業費、18節町民体育祭交付金700千円の減額ですが、コロナにより、町民体育祭が取りやめになったことにより、交付金を皆減するものです。3目体育施設費230千円の増額補正ですが、8節費用弁償24千円の増は、予算計上時は想定しておりませんでしたが、会計年度任用職員の通勤費を計上してございます。また、公共施設である町民体育館のWi-Fi環境を整備し、利用促進に繋げるため整備するものでございます。財源は、Wi-Fi構築に係る費用を地方創生臨時交付金にて計上してございます。24ページをお開き下さい。4目スキ一場管理費、8節費用弁償139千円の増額補正ですが、スキ一場管理に伴う、会計年度任用職員の採用に伴い、通勤手当を支給するものであります。財源は、ふるさとづくり基金繰入金を歳出と同額計上いたしております。

6目パークゴルフ場運営費、18節町長杯パークゴルフ大会交付金100千円の減は、大会中止により交付金を皆減するものでございます。13款職員費、1項1目職員費6,983千円の減額につきましては、当初予算編成時より、職員配置、人事院勧告による期末手当改定などを基に年度末までの給料、手当、共済費を見込み、補正するものでございます。7ページにお戻りください。7ページ、歳入でございます。11款地方交付税、1項1目地方交付税16,470千円を減額するものでございます。今回提案しております歳出予算に特定財源などを充当し、地方交付税を減額いたしまして、収支の均衡を図ったものでございます。15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金173千円の減額につきましては、歳出、2款総務費でご説明致しました、コロナ関連の事業を精査致しまして613千円の減、障害者総合支援事業補助金440千円の増は、同じく歳出、2款総務費で説明いたしました、障害者福祉システム改修事業財源として歳入するものでございます。2目民生費国庫補助金、1節児童福祉費補助金70千円の減は、歳出、3款民生費で説明いたしました、子育て世帯臨時交付金の執行残整理によるものでございます。2節社会福祉費補助金191千円の増額計上ですが、福祉施設などの特別勤務手当に係る繰出金等の財源として計上してございます。3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金2,692千円の増額補正ですが、歳出、4款衛生費で説明いたしました、コロナ感染対策として自主隔離施設に係る費用として、地方創生臨時交付金を計上してございます。6目教育費国庫補助金1,437千円の減額補正ですが、1節小学校費補助金から3節教育総務費補助金までは、歳出、10款教育費でご説明いたしました、コロナ感染症対策に係る費用の執行残整理によるものでございます。8ページをお開き下さい。4節社会教育費補助金165千円の増額補正は、歳出、10款教育費、4項2目社会教育推進事業費と6目生涯学習総合センター費で説明いたしました、コロナ感染対策費各執行残を整理し、9目ほたる学習館費で説明致しました、Wi-Fi構築に係る費用に充当しても不足する額を増額計上してございます。5節保健体育費補助金160千円の補正増でございますが、歳出、10款教育費、5項3目体育施設費で説明いたしました、Wi-Fi構築において、交付対象となる所用額を計上しております。

(「説明省略」の声あり)

(「説明を続けて下さい」の声あり)

○議長（小峯聰議長）説明を続けて下さい。

○総務財政課長（村中博隆課長）7目ですね。商工費国庫補助金1節商工費補助金22,292千円の増額補正ですが、歳出、7款商工費、1項1目商工業振興費でご説明いたしました、元気回復事業の執行残を整理し、経済支援対策として商品券配布、飲食店支援金、雪なごり消費拡大に係る歳出補正額の内、一部に新型コロナ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上してございます。8目消防費、国庫補助金、1節消防費補助金1,650千円の補正増ですが、歳出、9款1項2目防災費でご説明致しました、防災備品購入に係る費用で歳出補正額と同額の計上でございます。3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金297千円の補正増ですが、歳出、3款民生費、1項5目国民年金費で説明いたしました、国民年金システム改修に係る費用で歳出補正額と同額の計上でございます。16款道支出金、1項1目民生費道負担金、4節後期高齢者医療基盤安定対策事業負担金854千円の減額補正ですが、歳出、3款民生費、1項7目高齢者医療費で説明いたしました、特別会計繰出金減額に伴い、道負担金を減額計上してございます。2項2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金500千円の増額補正是、歳出、3款民生費、1項1目社会福祉総務費で説明いたしました、福祉灯油助成事業の財源といたしまして、地域づくり総合交付金を計上してございます。4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金1,219千円の増額につきましては、歳出、6款農林水産業費でご説明申し上げました、多面的機能支払交付金事業、環境保全型農業直接支払交付金事業の財源として交付金の4分の3を計上し、農業用ハウス強靱化緊急対策事業におきましては歳出補正額と同額の計上でございます。9ページをお開き下さい。5目商工費道補助金849千円の増額補正計上ですが、歳出、7款商工費、1項1目商工業振興費で説明いたしました、プレミアム商品券発行支援事業の財源として道補助金を計上するものでございます。3項1目総務費委託金68千円の減額は、歳出、2款総務費で説明いたしました、各統計調査の実績に伴い減額計上するものでございます。17款2項、3目生産物売扱収入、1節 農産加工品売扱代金8,018千円の減額ですが、6款農林水産業費で説明いたしました、新型コロナの影響で受注が落込み、当初予定していた受注量が確保できなかつたことにより、結果として減額計上をさせていただくものでございます。19款繰入金5,078千円の増額補正につきましては、歳出でご説明申し上げました、基金充当事業の事業費確定に伴う減額、及びコロナ経済対策での商品券配布に係る一部財源として財政調整基金の繰入実行について計上してございます。以上、申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご審議のほど宜しくお願ひいたします。

○議長（小峯聰議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、鵜野議員。

○1番（鵜野範之議員）1番鵜野です。24頁の、スキ一場管理費のところで、旅費の費用弁償という所で13万9千円。聞き間違いだったのかなと思うんですけども、これ任用職員の交通費という説明があったんですけども、もう一度確認させて頂きたいと思います。

○議長（小峯聰議長）はい。

○総務財政課長（村中博隆課長）今まで、昨年度までというか、令和元年度までは、臨時職員というような扱いをしていたかと思うんですが、令和2年4月から会計年度任用職員という取扱いになることからですね、通勤費。職員と同じような待遇となることから、2キロ。今でいう通勤手当につきましては2キロという距離の中で、それを過ぎれば通勤費を払うというような事になってございますので、補正をしたという事でございます。

○1番（鵜野範之議員）旅費からという事。費用弁償という事。

○総務財政課長（村中博隆課長）費用弁償。ええと、通勤手当ですね。

○1番（鵜野範之議員）通勤手当。はい。

○議長（小峯聰議長）よろしいですか。

○1番（鵜野範之議員）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。高田議員。

○4番（高田勲議員）期末手当減というのが、ずっと目立っているんだけども、期末手当の減とかね、それで前の条例の審査の時にも、全員協議会で申し上げたんだが、今ざっとこれ見てみると、特会も入れたら380万位になるんですよ。あの期末手当減による。で、元々予算組んであったもので、お金が無いわけではないはずで、是非お願いしたいのは、コロナ対策でね、どうしても、例えば今まで行き届かなかった所は無いのかもしれないけれども、例えば、こども園とか、それから子育て交流広場とか、まあ学校とかは学童は大体いったのかなと思うけど、もしそういう所で何か足りない物とか、備品で買ってあげた方が良いような物があるんだったらね、せっかくじやないな、コロナで減らした我々の報酬なんですね、是非、それを分かるように、前に東日本震災の時も、それやっているんですよ。それで、やつたのが避難所の発電機とかは、確かにそれを財源の一部にして前の首長がやってくたような気がする。だから今回も、是非そういうふうに分かるようにやってほしいと思うんだけども、これは総務財政課長よりも町長か副町長に答えてほしいな。どうかっていう事。

○議長（小峯聰議長）はい。副町長。

○副町長（菅原秀史副町長）それでは、私の方からお答えさせて頂きたいと思いますが、今回の期末手当の減は、人事院勧告に伴うものでございますので、基本的に今までですね、そのような対応をして来なかつた。で、今言われた例えば特別職の給与削減。例えば、現状でも、町長の給与5%削減していると、この分につきましてはですね、その町づくり予算といいますか、そちらに充てるような形になつますが、人事院勧告に伴う部分につきましてはですね、結果として他の財源に振り替わることがあります、その分をこの事業に充てるという形は、人事院勧告に沿つた使い方っていう形になつてますので、ご理解願えればというふうに思います。

○議長（小峯聰議長）はい。他に質疑ありますか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮りいたします。議案第78号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聰議長）日程第14、議案第79号。令和2年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園長（安念昌典園長）議案第79号、令和2年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について、令和2年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年12月17日提出、町長名でございます。別冊の令和2年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第5号）の1頁をお開き下さい。

令和2年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第5号）、令和2年度沼田町の養護老人ホーム特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ134万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,039万6千円と定める。2項については省略させて頂きます。令和2年12月17日提出、町長名でございます。

（「説明省略」の声あり）

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長（小峯聰議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第79号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聰議長）日程第15、議案第80号。令和2年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長（荒川幸太園長）議案第80号、令和2年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について、令和2年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年12月17日提出、町長名でございます。別冊、令和2年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）の1頁をお開き願います。令和2年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）、令和2年度沼田町の特別養護老人ホーム特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ450万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,730万1千円と定める。2項については省略いたします。令和2年12月17日提出、町長名でございます。

（「説明省略」の声あり）

ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

○議長（小峯聰議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第80号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聰議長）日程第16、議案第81号。令和2年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。施設長。

○施設長（荒川幸太施設長）議案第81号、令和2年度沼田町高齢者グループホー

ム特別会計補正予算について、令和2年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年12月17日提出、町長名でございます。別冊、令和2年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第4号）の1頁をお開き願います。令和2年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第4号）、令和2年度沼田町の高齢者グループホーム特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,496万3千円と定める。2項については省略させていただきます。令和2年12月17日提出、町長名でございます。

（「説明省略」の声あり）

ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（小峯聰議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入れます。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第81号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聰議長） 日程第17、議案第82号。令和2年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長） 議案第82号、令和2年度沼田町介護保険特別会計補正予算について、令和2年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年12月17日提出、町長名でございます。別冊の令和2年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第3号）1頁をお開き頂きたいと思います。令和2年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第3号）、令和2年度沼田町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,048万4千円と定める。2項を省略いたし

ます。令和2年12月17日提出、町長名でございます。6頁をお開き頂きたいと思います。

(「説明省略」の声あり)

ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

○議長（小峯聰議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入れます。ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第82号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聰議長） 日程第18、議案第83号。令和2年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長） 議案第83号、令和2年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について、令和2年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年12月17日提出、町長名でございます。別冊の令和2年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）1頁をお開き頂きたいと思います。令和2年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、令和2年度沼田町の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億899万8千円と定める。2項を省略させて頂きます。令和2年12月17日提出、町長名でございます。

(「説明省略」の声あり)

審議の程、よろしくお願ひ致します。

○議長（小峯聰議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入

ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第83号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聰議長）日程第19、議案第84号。令和2年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第84号、令和2年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について、令和2年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年12月17日提出、町長名でございます。別冊の令和2年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)1頁をお開き下さい。令和2年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、令和2年度沼田町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,688万2千円と定める。2項を省略させて頂きます。令和2年12月17日提出、町長名でございます。6頁をお開き頂きたいと思います。

(「説明省略」の声あり)

ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聰議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入れます。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第84号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

した。

○議長（小峯聰議長）日程第20、議案第85号。令和2年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（瀧本周三課長）議案第85号、令和2年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について、令和2年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年12月17日提出、町長名でございます。別冊の令和2年度沼田町公共下水道特別会計補正予算（第2号）の1頁をお開き下さい。令和2年度沼田町公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,224万9千円と定める。2項を省略させて頂きます。令和2年12月17日提出、町長名でございます。

（「説明省略」の声あり）

ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

○議長（小峯聰議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入れます。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第85号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聰議長）日程第21、議案第86号。令和2年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（瀧本周三課長）議案第86号、令和2年度沼田町水道事業会計補正予算について、令和2年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年12月17日提出、町長名でございます。別冊の令和2年度沼田町水道事業会計補正予算（第2号）1頁をお開き下さい。令和2年度沼田町水道事業会計補正

予算（第2号）、第1条、令和2年度沼田町の水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出、第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。以下、お目通しを頂きたいと思いますので省略をさせて頂きます。議会の議決を得なければ、流用することの出来ない経費、第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。（1）、職員給与費1千59万6千円。令和2年12月17日提出。町長名でございます。今回の補正予算につきましては、人事院勧告に伴いまして、期末手当の支給率が改正されたことに伴います職員手当の減額と会計年度任用職員の報酬を増額補正するものでございます。10頁をお開き下さい。

（「説明省略」の声あり）

ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

○議長（小峯聰議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入れます。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第86号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（閉会宣言）

○議長（小峯聰議長） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。これにて令和2年第4回沼田町議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

17時57分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 小峯 重徳

署名議員 畑地 勝

署名議員 久保 元宏